

徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(六)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年（一六〇八）に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直（家康九男）の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年（一六五二）に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家では、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年（一七三二）九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告（二）自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料群は、昭和一〇年（一九三五）に名古屋より東京へ移送されたこともあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年（一九六七）には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。

一 本目録は「石河家文書目録」(六)として、前号の続きとなる、史料番号一四四一―一四六五までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出（または作成者）↓宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがあつた。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。

一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜（一）を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、（一）を付けて示すことにした。典籍の場合は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（一）付きで直後に示すことにした（ただし、内題と外題が同じものに関しては（一）の表記は省略した）。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については（一）を付けて適宜表記した。また、年次記載がないもの、おおまかな作成年代がわかる場合には（寛政期）（寛政期以降（寛政→文化年間）あるいは（江戸期）（明治期）などと（一）を付して該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には（年未詳）とした。

一 差出（または作成者）↓宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適切な人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・編者・版元などを採録し、「〔著〕」、「〔編〕」、「〔版〕」などと表記することにした。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの

の)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに關しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)↓宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に※印を付した)、該当する項目に関する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度〜同二〇年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員)・白根孝胤(研究員)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員)、上野恵・小宮山敏和・高橋伸拓・根岸美季・松本剣志郎・山崎久登・吉成香澄・倉持隆・中村佳史(以上、研究生)の二二名である。なお、採録された整理

カードの内容点検と調整、データ入力、および原稿化作業は、白根孝胤が担当した。

【参考】 石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光 忠 「市正・太八郎 初名 太郎八」

慶長一三年冬 家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月一二日 美濃・摂津両国内に新知一万石を与えられる

慶長一七年 尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日 死去 法名は大雄院玄信

二代 正 光 「伊賀・太郎八 初名 加助」

寛永五年 家督を相続する

寛永一九年 寄合触流となる

承応元年九月 年寄役となる

寛文四年六月一二日 御役御免となる

寛文一一年九月一〇日 死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章 長 「隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大

和守 初名 七郎左衛門 隠居名 章長」

万治元年 初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月 家督を相続し、大寄合に属する

寛文一二年四月一五日 伊賀と改名する

延宝三年三月二六日 年寄役となる

延宝五年二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年二月六日 佐渡守に改める

元禄三年二月四日 大和守に改める

元禄二年一月一三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正章 「出羽守 太八郎・鞠負・大炊 初名幸七郎 隠居名

愚翁」

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見する

元禄一三年一二月二二日 鞠負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年一二月二二日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一五日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名七太郎」

享保四年九月一二日 藩主に初めて御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二二日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光當 「伊賀守 雅楽・伊賀 初名千次郎」 実は出羽守正章

の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六二歳) 法名は徳源院

七代 光籌 「伊賀守 太八郎・一学 初名銀次郎」 実は伊賀守光當

の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三蔵の名跡を継ぐ

明和五年二月一五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年十二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名 初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月一二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「出羽守 太八郎・伊賀守 初名 幸七郎」 実は太郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認められる

められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り

勤めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年十一月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年十二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年

死去

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名 孟二郎」

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一〇月二日 太八郎と改名する

安政四年十二月二二日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年十一月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月 明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

〔系譜〕〔石河家文書 一〇二〕および〔藩士名寄〕〔士林源流〕による

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四二

〔京都御使自分覚〕

(江戸中期)

横綴 一

一四三

〔御具足御注文外〕

(江戸中・後期)

横綴 一

- ① 京都⁶御隠居様江書状差上候案内(京都²而諸方御使相勤候儀ニ付) 二月二五日
- ② (主水方他江献上之覚) (江戸中期)
- ③ 衣服之事(御役勤其外之節着用衣服之覚) (江戸中期)
- ④ 御使拝借金渡方(書上) (元文四年)未¹月 御金奉行
- ⑤ (京都²而御使外勤向之覚) (二一日・二二日)
- ⑥ 京都⁶歸り之節土産之覚
- ⑦ (伝奏衆御留守ニ付議奏衆江用件申置候儀ニ付書付)
- ⑧ 京都御使務覚 書付共 元文四未¹年
- ⑨ 御供番姓名(覚書)
- ⑩ (徳川但馬守口宣等包之添札写) (江戸中期)
※徳川但馬守は八代藩主徳川宗勝のこと。
- ⑪ (名古屋⁶京迄里数之覚)
- ⑫ (叙位任官之節宮中江御礼之覚)
- ① (川奉行判鑑覚)
- ② (年中入用勘定帳) 寛政六年八月
- ③ (御儉約可被仰付哉之儀ニ付申達候書付) 辰一月月一三日 御国御用人
- ④ (見分道程之儀ニ付書付) 二二月二三日 福田忠助 他一名↓下々原新田庄屋中
- ⑤ 乍恐奉願上候御事(拝借米被下置之儀ニ付) 午二月 羽黒村成福組庄屋 太一郎 他一名↓農政方御役所
- ⑥ 乍恐奉願上候御事(拝借金利足上納差延之儀ニ付) 午二月 羽黒村庄屋 栄六 他四名↓農政方御役所
- ⑦ 乍恐奉願上候御事(川堤当春御普請被仰付出来ニ付) 午二月 羽黒村成福組庄屋 太一郎↓農政方御役所
- ⑧ (海西郡平嶋新田之内同所寅新田前古杣川筋堤築切ニ付年数引之儀書付) 寛延三年五月 御国奉行代 山田李右衛門(黒印) 他二名↓右新田庄屋
- ⑨ (石川伊賀)御普請役之儀被仰上書付 亥二月二二日 石川七郎左衛門↓
- ⑩ 御具足御注文(書上) (享保二二年)三月 御具足師 彦十郎↓

石河家文書目録(六)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四三一	〔和源石河系図〕 ① 御具足御入用之覚 * 包紙、および紐一本あり。袖裏書「凡当家之世系取於元禄年中掌所訂正記誌焉 元文年中所校正追補焉 纂輯之而今作此一巻」	享保二年二月 相山奥内	寛保三年	(石河)正章 撰	状	一
一四三二	〔親類書〕		(江戸期)		状	一
一四三三	家規実録綱編(家規実録御案)		(江戸期)		状	一
一四三四	先祖書		元禄九年	石川(河)大和守(章長)	状	一
一四三五	(石河氏族由緒書)		元禄一〇年二月	石川(河)大和守(章長)	縦	一
一四三六	大和源氏石河之系図 * 清和天皇から享保一年までを記載。		(江戸中期)		状	一
一四三七	〔源平之系図〕		(江戸期)		折本	一
一四三八	〔歷代天皇・皇子女書上〕 * 第百十代明正院から第百十四代東山天皇までを記載。		(江戸期)		折本	一
一四三九	〔石河系〕(図) * 遠祖石川有光から第六代石河元珍までの略系図。		(江戸期)		縦	一
一四四〇	(濃州厚見郡鏡嶋村梅寺来歴書付)		(江戸期)		折本	一
一四四一	替目親遠類書 * 包紙あり。包紙上書「替目親遠類書」。		天保一五年六月	石河太八郎	縦	一
一四四二	〔鎮守府將軍源満仲之二男頼親卿孫〕(略系図) * 源満仲から石河光忠までの略系図		(江戸期)		状	一
一四四三	覚(石河家系図)		(江戸期)	(石河伊賀守正光)	状	一
一四四四	源平之系図		(江戸期)		状	一

一四四一五

(石河家系図)

(江戸期)

(石河光重)

状

一

一四四一六

(清和源氏・毛利氏略系図)

(江戸期)

状

二

一四四一七

(毛利家系図)

(江戸期)

状

一

* 虫損あり。

一四四一八

(榊原孫助親類書)

(江戸期)

状

一

一四四一一

(士族ニ編入被仰出候県庁より之御書付并御達之御切紙等) 包紙

(明治四年〜同五年)

包紙

一

* 上書「士族ニ編入被仰出候県庁より之御書付并御達之御切紙とも爰ニ入置」 「壬申四月晦日」。

一四四一二

(明後廿九日第十字出頭命令書)

壬申四月二七日

岐阜県庁(朱印)↓駒塚住貫属取締中

状

一

一四四一三

(士族編入ニ付御達書)

壬申四月

岐阜県↓駒塚住貫属岡田助五郎始九拾八人)

状

一

一四四一四

(県庁より御切紙到来ニ付書状)

四月晦日

河野喜内・秋元久馬↓飯沼五百之進殿・取締衆中殿

状

一

一四四一五

(山村甚兵衛他家禄下賜元家来処分ニ付御達書)

辛未一〇月一八日

大蔵大輔 井上馨↓其県貫属士族 石河太八郎

状

一

* 包紙あり。包紙上書「辛未御達」。

一四四一二

(御版籍御返上御高御見当之儀ニ付御届書)

七月

秋元莊助

状

一

一四四一三

(御禄高十分一を以適宜ニ御改正之朝命ニ付言上書)

七月

縦

一

一四四二三

(今般禄高拾分一ト被仰出候ニ付封物取調書)

七月

堀田郡右衛門

状

一

一四四三一

(石河光晃略歴・新田開拓入費・所有地等書上)

(明治期)

縦

一

一四四三二

(故石河光晃勤書概略)

(明治期)

縦

一

* 嘉永六年八月の家督相続から明治二年八月までの勤書。

一四四四一

原草(旧主石河光熙族籍一級昇格等之儀願出ニ付)

(明治期)

状

一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四四一四二 (石河光熙族籍昇格等之儀ニ付歎願書)

(明治期)

縦 一

一四四一五 (効勞概略)

(明治後期)

縦 一

*幕末維新期における功勞を書き上げたもの。

一四四一六 禄高之儀ニ付追補上申書進達願

明治三三年二月九日

綴 一

*士族吉田富潤・岐阜県士族故石河太八郎元家臣岡田理馬吉初四三名総代等が岐阜県知事野村政明、大藏大臣松方正義に提出した願書、および石河太八郎が大藏大輔井上馨に提出した書付写(辛未一〇月一八日付)の計三通を綴っている。

一四四一七 理由書(美濃国駒塚村士族禄高処分之儀ニ付)

明治三二年一〇月

↓大藏大臣松田正久殿

綴 一

一四四一八 (長防御討入之儀ニ付風聞書)

(慶応元年)五月二八日

縦 一

六月二日

一四四一九 (写)(王政復古ニ付御沙汰書写)

(慶応四年)

縦 一

一四四二〇 御達(母病氣ニ付御暇帰村仕候届書)

午一一月

名和孝助(印)↓邑宰方御役所

縦 一

*包紙あり。包紙上書「上」

一四四二一 乍恐奉願上候御事(小畑川通御堤之儀大風雨出水欠所出 来候ニ付)

午九月

飯田村庄屋 日比代三郎 他一名↓鵜多須 邑宰方御役所

縦 一

一四四二二 御蒸菓子 一折

明治元年正月

平野屋 弥右衛門

縦 一

*端裏書「明治元辰年正月 天機為御伺御使御上京之節御旅飯図其前之書附」

一四四二三 覚(重箱・御酒等佐渡守・御一統方江献上品書付)

(江戸期)

大雄院

縦 一

一四四二四 (献立書上)

(江戸期)

縦 一

一四四二五 御重陽御献立(書上)

(江戸期)

縦 一

一四四二六 (御旅館広間等書上并紫宸殿等間取略図)

(幕末期)

鋪・状 二

*包紙あり。包紙上書「口上書」。紙片二枚に「坊城大納言殿」「野宮宰相中将殿」とあり。

一四四二七 (献立書上)

(江戸期)

状 一

*継目剥離。

一四四一三七 (御菓子献上口上書)

* 継目剝離。

正月二七日

平野屋弥右衛門↓三尾惣太夫様

状 一

一四四一三八 (茶室間取図)

(年未詳)

鋪 一

一四四一三九 (書院・茶室等間取図)

(年未詳)

鋪 一

一四四一四〇 (庭園景觀略図)

(年未詳)

鋪 一

一四四一四一 (庭園・茶室等略図)

(年未詳)

鋪 一

一四四一四二 (書院・茶室間取図)

(年未詳)

鋪 一

一四四一四三 (茶室間取図)

(江戸期)

鋪 一

一四四一四四 (銘書上「御手洗」「宿の梅」)

(年未詳)

状 一

一四四一四五 (御菓子司引札切抜)

(年未詳)

状 一

* 刷物。京都一条通札辻虎屋のもの。

一四四一四六 (御武事専要之御役柄人撰の義ニ付書上)

五月

状 一

* 端裏書「写」。

一四四一四七 按考(御復古ニ付役職格式調)

寅二月一六日

状 一

一四四一四八 (墨夷使節江応接之書付等尾張殿江御達候ニ付書状案)

(嘉永期)

状 一

* 奥書「草稿」。

一四四一四九 (尾張家年寄書状包紙)

(文久期)

包紙 一

石河佐渡守・下條長門守 他一名↓成瀬
隼人正様・成瀬能登守様 他一名

一四四一五〇 (尾崎銀三郎御用向井水戸様関東御目代着任之儀ニ付尾張家年寄書状)

(文久期) 十一月五日

状 一

京惣連名↓江戸惣連名様

一四四一五一 (来月二日頃御発駕御上京ニ付尾張家年寄連署状)

(文久期) 四月二八日

状 一

江戸惣連名↓京惣連名様

* 五月五日付の京惣連名から東武惣連名宛の返書(下坂御成之儀御側御用人御取計之儀ニ付)を継いでいる。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

一〇

一四四一七 (長州征伐之節西国筋情勢ニ付留帳)

(元治元年二月)

形態・数量
縦 一

*包紙あり。包紙上書「別紙 有栖川師 山階宮 仁和寺宮。表紙に朱書で「極機密也」とあり。

一四四一八 自筆物

九月二四日・一〇月三日

状 一

*「松平縫殿頭病氣ニ付願之通御役御免如前々菊之間縁煩詰」等とあり。

一四四一八三 (征長之節老中・大監察卜御相談之ヶ条)

(元治元年)

状 一

一四四一八三 (伐長之御主意ニ付)書付

(元治元年)

状 一

一四四一八四 (在京之節日記留)

(元治元年九月二二日
一〇月二八日)

状 一

*「知恩院御宿陣」とあり。松平慶永・松平定敬・一橋慶喜参上の記録あり。

一四四一八五 (平岡丹波守一万石高ニ御加増井土岐山城守若年寄就任
等ニ付書付)

(九月二三日)

状 一

一〇月五日)

一四四一八六 (献立書上)

(江戸期)

状 一

一四四一八七 (御城江相詰候家来弁当手当之事)

(江戸期)

状 一

一四四一八八 幾次郎江相尋候趣(御道中筋淨穢之儀等申聞ニ付)

一〇月

状 一

一四四一八九 御惣督御奏之上副将閣老大小監察御招御軍議之事

(元治元年)

状 一

一四四一八二〇 (大坂住浅井将監風聞書之中抜書)

九月二八日

状 一

一四四一八二 (所司代松平定敬参上之節御用談等之振ニ付書上)

(慶応二年)

状 一

一四四一八三 (監軍心得ニ付覚)

(幕末期)

状 一

一四四一八三 (征長御出陣ニ付心得条々)

(元治元年)

状 一

一四四一八四 (表御番・御小納戸等書上)

(元治元年)

状 一

一四四一八五 (征長御軍令被仰出等ニ付書上)

(元治元年)二二日一〇月二九日

状 一

*大坂城の様子の記事あり。

〔四四一八二六〕(山口江攻寄之面々覚書) (幕末期)

* 繼目剝離。

〔四四一八二七〕(一橋様御参上御供ニ付覚) (幕末期)

* 御家老大井丹後守・御用人梅津弥太郎他二名を記載。

〔四四一八二八〕(大坂表軍議ニ付書付) (元治元年)

〔四四一八二九〕(御内意被仰談候事(佐渡守等配置書上)) (幕末期)

* 端裏書「御内意被仰談候事」。

〔四四一八三〇〕(大坂表へ御供之輩御役名姓名共勘定奉行江御申達ニ付書付) 一〇月

* 繼目剝離。

〔四四一八三一〕(長防御征伐御発向御供之儀ニ付覚) (元治元年)

〔四四一八三三〕(當時在京之諸大名書上) (幕末期)

* 一橋中納言他六名を記載。

〔四四一八三三〕(西筋御出張之節陣羽織被為召候ニ付御触写) (幕末期)

* 端裏書「写」。

〔四四一八三四〕(賀陽宮等名前書上) (幕末期)

* 賀陽宮他一名を記載。

〔四四一八三五〕(今日御参内相済而賀陽宮等御廻之儀ニ付書状) 一〇月一二日

〔四四一八三六〕(御廻り順(公家・宮家名前書上)) (幕末期)

* 広橋右衛門督・九条大納言・賀陽宮他二〇名を記載。

〔四四一八三七〕(御道書(御参内ニ付知恩院古門前より桜木町近衛様迄之行程書上)) (幕末期)

〔四四一八三六〕(大坂表軍議之上可相達候付書付写) (元治元年)

* 朱書で「写」とあり。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

〔四四一八〕元 写(前大納言様征長総督諸事指揮ニ付大坂表江相越軍議可被致候間諸藩家老衆罷出候儀御達書)

(元治元年)一〇月

状

*端裏書「写」(朱書)。継目剝離。

〔四四一八三〕京坂諸書付類

(幕末期)

包紙

*包紙のみ。「寄セ物」とあり。

〔四五一〕(上ケ米ニ付書付) 沓

(幕末期)一二月

状

*〔四五一〕一〇一四五一三を括った紙縫あり。

↓御用人江

〔四五一二〕上ケ米割(知行方免相・俵数書付)

(江戸期)

状

〔四五一二三〕知行方上ケ米小割

(江戸期)

状

*「俵数取上ケ米小割」の書上あり。

〔四五二一〕(御復古之御時節一同辞官之儀ニ付位記・口宣返上願)

(明治元年)一二月

状

*紙縫あり。

〔四五二二〕(一同辞官願ニ付書状)

(明治元年)一二月二日

状

〔四五二三〕(叙爵辞官願之儀位記・口宣御返上ニ付書状)

(明治元年)一二月三日

状

〔四五二四〕(一同辞官位記・口宣御返上之儀ニ付書状)

(明治元年)一二月一日

状

大矢多右衛門 他一名↓石河佐渡守様ニ而杉山作左衛門様 他一名

〔四五二五〕(御復古之御時節一同御辞官之儀ニ付書状)

(明治元年)一二月二日

状

岩田助八 他一名↓杉山作左衛門様 他一名

〔四五二六〕(一同御辞官位記・口宣御返上之儀ニ付書状)

(明治元年)一二月二日

状

竹内弥右衛門 他一名↓石河佐渡様ニ而杉山作左衛門様 他一名

*端裏書「竹内弥右衛門・高橋兵左衛門 石河佐渡様ニ而杉山作左衛門様・河本好様」

〔四五二七〕(一同辞官之儀ニ付書状)

(明治元年)一二月朔日

状

(御辞官佐渡様与御改ニ付書状)

(明治元年)一二月二日

状

吉田才右衛門↓杉山作左衛門様 他一名
中野重右衛門↓杉山作左衛門様 他一名

*端裏に貼紙「石河佐渡様ニ而」とあり。

一四五一二九 (御復古之時節御一同御辞官ニ付位記・口宣御返上之旨書狀) (明治元年) 二月三日 岡本三左衛門↓石河佐渡様ニ而杉山作左衛門様 他一名 状

一四五一一〇 (一同御辞官位記・口宣御返上之儀ニ付書狀) (明治元年) 二月二日 中村弥一郎↓石河佐渡様ニ而杉山作左衛門様 他一名 状

*端裏書「中村弥一郎 石河佐渡様ニ而杉山作左衛門様・河本好様」

一四五一一二 (一同御辞官之儀ニ付返書) (明治元年) 二月二日 浅川彦右衛門 他一名↓石河佐渡様ニ而杉山作左衛門様 他一名 状

一四五一一三 (御復古之節御一同御辞官ニ付位記・口宣御返上之旨書狀) (明治元年) 二月朔日 片倉朔之進↓杉山作左衛門様 他一名 状

一四五一一四 (御復古之節御一同御辞官ニ付位記・口宣御返上之旨書狀) (明治元年) 二月五日 小澤谷五郎 他一名↓杉山作左衛門様 他一名 状

*端裏書「石河佐渡様ニ而」。

一四五一一五 (中將様・大納言様江御差上自然薯請取ニ付書狀) (明治元年) 二月二五日 神田林三↓浅川彦右衛門様 状

一四五一一六 (御一同御辞官位記・口宣御返上之儀ニ付書狀) (明治元年) 二月朔日 清水六右衛門↓石河佐渡様ニ而杉山作左衛門様・河本好様 状

*端裏書「御覽濟 清水六右衛門 石河佐渡様ニ而杉山作左衛門様・河本好様。一四五一二一、一四五一二八を括った紙縫あり。」

一四五一一七 (御一同御辞官之儀ニ付返書) (明治元年) 二月朔日 河合九郎右衛門 他一名↓杉山作左衛門様 他一名 状

一四五一一八 (御復古御一同御辞官ニ付位記・口宣御返上之旨書狀) (明治元年) 二月四日 小野一平↓杉山作左衛門様 他一名 状

一四五一一九 (御一同御辞官之儀ニ付返書) (明治元年) 二月二日 三浦奎四郎↓杉山作左衛門様 他一名 状

一四五一二〇 (御辞官佐渡様与御改ニ付書狀) (明治元年) 二月二日 三浦奎四郎↓杉山作左衛門様 他一名 状

一四五一二一 (御一同御辞官位記・口宣御返上之儀ニ付書狀) (明治元年) 二月二日 遠山鞠負内永田俊二郎↓石河佐渡様御内杉山作左衛門様 他一名 状

*端裏書「遠山鞠負内永田俊二郎 石河佐渡様御内杉山作左衛門様・河本好様」

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四四一五七 (入寒見舞御奉翰ニ付書状)

(明治元年)一二月

水野一平↓杉山作左衛門様 他一名

状 一

*端裏の貼紙に「石河佐渡様ニ而」とあり。

一四五五八 (厚徳院様廿三回御忌御見廻在所表御承知ニ付書状)

一月

杉本景次 他一名↓石河佐渡様ニ而堀田郷
右衛門様 他一名

状 一

一四五六一 (口宣等為御持可被遊候儀ニ付書状)

一月二四日

内田善藏↓浅川彦右衛門様

状 一

*一四四六一〜一四五六二を括った紙綴あり。

一四五六一 (口宣御差出相成候旨承知致候ニ付書状)

一月二五日

加嶋三郎左衛門↓浅川彦右衛門様

状 一

一四五七一 (神田喜代松足輕召抱切符金被下置ニ付達書)

(二月)

神田喜代松

状 一

*一四四七一〜一四四七二を括った紙綴あり。

一四五七二 (神田喜代松足輕被召抱ニ付達書写)

(二月)

神田喜代松

状 一

一四五八 (小兵衛様三等連隊長被命候ニ付書付)

(明治期)一二月二三日

谷奎助 他一名↓石河太八郎様ニ而浅川
彦右衛門様 他一名

状 一

一四五九 (代料被下候儀ニ付書状)

二月二七日

堀田小三治↓新御殿御膳所役衆様

状 一

一四六〇 (志村八衛御用人役所江出勤扶持被下置候ニ付書付写)

二月

↓御側御用人江

状 一

*端裏書「御側御用人江」

一四五一一 (御機嫌伺ニ付書状)

二月二七日

↓浅井文五郎様 他一名

状 一

一四五一二 (神田喜代松儀足輕ニ召抱之儀ニ付書状)

二月二五日

内田亀三郎↓三尾惣多様 他一名

状 一

*一四四三二〜一四四三三を括った紙綴あり。

一四五二二 (神田喜代松儀足輕ニ召抱之儀御心得ニ付書状)

二月二五日

秋元久馬 他一名↓内田亀三郎様

状 一

*下書きか。抹消・修正あり。

一四五二三 (別紙御書付小兵衛江御順覧ニ付書状)

(年未詳)

三浦喜平治↓河本好様 他一名

状 一

一四五二四 (追振御届・別段御届ニ付人名書上)

(年未詳)

状 一

一四五二五 (駒塚表より出来之儀ニ付書付)

(明治初年) 二月二四日

状

一

一四五二六 (人名書上)

(年未詳)

状

一

* 計二七名の書上。

一四五二七 (御在所表より御用状之趣御承知ニ付書状)

二月二五日

河本好↓菊地治郎藏様

状

一

* 端裏書「河本好・菊地治郎藏様別翰添貴酬」。

一四五二八 (御見舞ニ付書状)

二月

神谷幸藏 他一名↓八木銀次郎様

状

一

一四五二九 (石河家来御吟味依頼ニ付書状)

(明治初年) 二月二六日

桜井少参事↓石河太八郎様

状

一

* 一四五二九一〜一四五二九五を括った紙綴あり。

一四五三〇 (建中寺江知事様御参詣之節許状不仕不都合ニ付書状)

(明治初年) 二月

林喜久之進↓(御用人)

状

一

* 端裏書「御用人江」。

一四五三一 (三之丸通行手続之次第等閑ニ付差控伺書)

(明治初年) 二月二八日

林喜久之進↓御用人衆様

状

一

一四五三二 (同道之者知事様御通行差懸り酩酊ニ而失敬仕候ニ付達書)

(明治初年) 二月

御台所詰御徒相止勤 河合喜代次↓杉山
悌夫殿 他七名

状

一

一四五三三 (知事様御通行之處足痛中腰ニ而罷在候者姓名御尋ニ付書付)

(明治初年) 二月二八日

林喜久之進

状

一

一四五三四 (笠松県より農民動揺鎮圧方御打合ニ付書状)

(明治初年) 二月二四日

桜井少参事↓石河太八郎様

状

一

一四五三五 (写御管内中嶋郡大浦村字十八分江屯集之様子鎮圧候様申入之儀ニ付書状)

(明治初年) 二月二三日

笠松県↓名古屋藩北方出張中

状

一

一四五三六 (農民動揺之儀笠松県より御達ニ付書付)

(明治初年) 二月

桜井少参事

状

一

一四五三七 (笠松県より御達之大浦村字十八分屯集鎮撫ニ付出兵御取計之旨書付)

(明治初年) 二月二五日

桜井少参事

状

一

一四五三八 (加嶋作右衛門他姓名書上)

(年不詳)

状

一

* 計四四名分の姓名を書き上げたもの。

番 号 表 題

一四五一七二 (林菊之進之儀御役所江罷出ニ付達書)

*一四五一七一―一四五一七五を括った紙綴あり。

一四五一七三 (兵隊一同御屋敷到着ニ付達書)

*別紙添状あり。

一四五一七四 (御館近郷初御領知村々平穩ニ付書状)

一四五一七五 (北方手続書(笠松北方江出兵進退之儀ニ付))

一四五一八二 (兵隊引払方之儀ニ付書状)

一四五一八一 (小前屯集ニ付出兵引揚之儀御打合ニ付書状)

*一四五一八一―一四五一八七を括った紙綴あり。

一四五一八三 (第七十郎江酒井稲助方江懸候金返済之儀ニ付書状)

一四五一八四 (寒中御見舞御挨拶ニ付書状)

一四五一八五 (出張向々江帰着御取計候ニ付書付)

*他に「富永勘之丞」と記された紙片一枚あり。

一四五一八六 (覚(只今出宿仕候ニ付))

一四五一八七 (林菊之丞之儀ニ付林喜久之進与申者江御尋之旨書付写)

一四五一八八 (林菊之丞与申者御家来ニ相違無之候哉ニ付書付写)

一四五一八九 (御書写(藩之兵制之儀ニ付))

一四五一九〇 (脱出之輩江今度寛大之御仁意を以御宥悲之旨申渡)

*端裏に「御取次衆 御領知奉行衆 御目付中 御勘定役中 紙綴あり。

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

(明治初年)

秋元久馬↓三尾惣多様

状 一

(明治初年) 二月二五日

秋元久馬↓御用人役所 御当番衆様

状 二

二月二七日

吉田清藏 他一名↓堀田小兵衛殿 他四名

状 一

(二月二五日)

吉田清藏 他一名↓堀田小兵衛殿 他四名

状 一

(明治初年)

吉田清藏 他一名↓河本好様 他一名

状 一

(明治初年) 二月二六日 晚

吉田清藏 他一名↓河本好様 他一名

状 一

(明治二年) 二月二八日

加藤多門↓浅井文五郎様

状 一

二月

高橋宇右衛門 他一名↓石河太八郎様ニ而

堀田郷右衛門様 他一名

状 一

(明治初年)

田谷権左衛門(黒印)↓石河様御屋鋪

状 一

已二月二七日戌刻

御名↓桜井少参事様

状 一

(明治初年) 二月二七日

桜井少参事↓石河太八郎様

状 一

(明治初年) 二月二六日

徳川大納言・徳川三位中将

状 一

(明治初年) 五月

↓脱出之輩江

状 一

九月

御徒目付中 御用人方」と記載された札の貼り付けあり。一四五一九〇―一四五一九二を括った

状 一

〔四五一〇二〕	（川井弁右衛門脱出之處其方江御預ケ之旨申渡書）	九月	稻葉武左衛門（↓御用人）	狀	一
	*端裏書「御用人」				
〔四五一〇三〕	（若原鉄吉脱出之處其方江御預ケ之旨申渡書）	五月	崎田巳之助 他一名（↓御用人）	狀	一
	*端裏書「御用人江」				
〔四五一〇四〕	（井野口重弥脱出之處其方江御預ケ之旨申渡書）	九月	稻葉金之助 他一名（↓御用人）	狀	一
	*端裏書「御用人江」				
〔四五一〇五〕	（俸共脱出之處其方江御預ケ之旨申渡書）	九月	加嶋善治 他三名（↓御用人）	狀	一
	*端裏書「御用人江」				
〔四五一〇六〕	（脱出之處稻葉金之助・小山田清大夫江御預ケ之旨申渡書）	九月	井野口重弥（↓御用人）	狀	一
	*端裏書「御用人江」				
〔四五一〇七〕	（脱出之處崎田巳之助・安藤孫十郎江御預ケ之旨申渡書）	九月	若原鉄吉（↓御用人）	狀	一
	*端裏書「御用人江」				
〔四五一〇八〕	（今日出府ニ付書狀）	十一月一日	志水甲斐守↓石河佐渡守様	狀	一
〔四五一〇九〕	（差上米上納方收納減ニ付金納致度旨願書草案）	十一月二日	御名	狀	一
	*端裏書「十一月廿二日為御願被遊内藤喜左衛門様御差出草稿」。				
〔四五一一一〕	覚（檜材木数書上）	（年未詳）	御名	狀	一
〔四五一一二〕	（領地杖樋普請ニ付別紙木品御繰合御渡相成候願書）	十一月	御名	狀	一
〔四五一一三〕	（異変・火災之節登城之筈申渡書）	二月	御名	狀	一
	*端裏書「神祇知事衆 會計知事衆 刑法知事衆」				
〔四五一一四〕	（撰州御家御支配所御境杭有無ニ付書狀）	七月二四日	丹羽淳太郎↓石河佐渡様	狀	一
	*〔四五一一四〕（一四五一二五）を括つた紙綴あり。				
〔四五一二四〕	（是迄御三家附属之面々江御達御座候ニ付写進達之旨書狀）	一〇月一日	内藤喜左衛門↓石河佐渡守様	狀	一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

一八

形態・数量

一四五一二四一三	(御東幸ニ付拝領之酒肴配分ニ付書状)	(明治元年)九月二九日	青山儀兵衛↓石河佐渡様	状	一
一四五一二四一四	(御東幸ニ付禁裏ニ付拝領之御菓子配分ニ付書状)	(明治元年)九月二九日	青山儀兵衛↓石河佐渡様	状	一
一四五一二四一五	(早々出府ニ付書状)	(明治初年)五月八日	志水大参事↓石河太八郎様	状	一
一四五一二四一六	(旧大名家東京御屋敷被下方規定写)	(明治元年)	(東京市)	状	一
一四五一二四一七	(甲斐守儀出府申越ニ付廻状)	(明治初年)十一月一日	石河佐渡守↓成瀬隼人正様 他五名	状	一
一四五一二四一八	(知行宛行別大名姓名書上)	(明治初年)		状	一
一四五一二四一九	(下ノ森村繁右衛門他九名役人等江用件之者姓名書上)	(明治初年)		状	一
一四五一二四二〇	(銃兵隊訓練出来町下屋敷におゐて致度旨御達振)	(明治初年)	御名	状	一
	*端裏書「御達振」。				
一四五一二四二一	(御拝領高井道姫様御養女被仰出御祝儀等ニ付書状写)	七月二八日	磯田善次郎↓杉山弥一左衛門様 他二名	状	一
	*道姫は尾張家一四代当主徳川慶勝の三女。				
一四五一二四二三	(御家御支配所境杭無之ニ付書状)	七月晦日	御名↓丹羽淳太郎様	状	一
一四五一二四二三	(摂州御領知境杭・高札無之建候ニ付御届書草案)	七月二九日	御名↓丹羽淳太郎様	状	一
	*端裏書「草案」。				
一四五一二四二四	(同姓瀬兵衛妻之儀ニ付書付)	六月	芦田熊次郎↓御用人衆様	状	一
一四五一二四二五	(出京之儀ニ付願書)	二月	石河太八郎	状	一
一四五一二四五	(御家米加藤多門申達之儀ニ付書状)	二月晦日	志水大参事↓石河太八郎様	状	一
一四五一二四六	(御庭御捕之真鳴一羽御内々被下置之旨書状)	二月五日	青山儀兵衛↓石河佐渡様	状	一
一四五一二四七	(無勤之者等名前書上)	(年未詳)		状	一
一四五一二四八	(御順達書刑法知事衆江御差上可被下旨書状)	二月二〇日	磯田善次郎↓刑法副知事衆様	状	一
一四五一二四九	(領知之儀為御達被成下候様願書)	七月	石河佐渡	状	一

〔四五一三〇〕（御家来之内脱出者ニ付御届書草案）

（明治初年）

状

〔四五一三一〕（別紙書付一封落手ニ付書状）

（明治初年）四月二七日

間宮外記↓石河佐渡様

状

〔四五一三二〕（吉田喜太郎改名願書執政衆江御廻之儀ニ付書状）

（明治初年）四月二七日

中根帶刀

状

〔四五一三三〕（在所之自然薯預之儀從三位様御喜色之旨書状）

（明治初年）一二月五日

遠山惣三郎↓石河太八郎様

状

*從二位様は尾張家一六代当主徳川義宜のこと。〔四五一三一〕〔四五一三二〕を括った紙綴あり。

〔四五一三二〕（在所之自然薯預之儀從一位様御喜色之旨書状）

（明治初年）一二月五日

遠山惣三郎↓石河太八郎様

状

*從一位様は尾張家一四代・一七代当主徳川慶勝のこと。

〔四五一三三〕（從三位様御機嫌伺ニ付書状）

（明治初年）一二月五日

勝野釜之丞↓石河太八郎様

状

〔四五一三四〕（正二位様御機嫌伺ニ付書状）

（明治初年）一二月五日

勝野釜之丞↓石河太八郎様

状

〔四五一三五〕（貞慎院様御機嫌伺ニ付書状）

（明治初年）一二月五日

藤井左織↓石（河）太八郎様

状

*貞慎院は尾張家一二代当主徳川齊莊の御簾中。明治五年二月に死去。

〔四五一三四〕（別紙書付之儀ニ付添状）

（明治初年）七月二九日

石河佐渡↓志水甲斐様

状

〔四五一三五〕（生駒頼母より別紙申越候ニ付添状）

（明治初年）一一月二三日

石河佐渡守↓成瀬隼人正様 他五名

状

*括り紐あり。

〔四五一三五〕（中山道旅行只今到宿之儀ニ付書状）

（明治初年）一一月二三日

生駒頼母↓石河佐渡守様

状

〔四五一三六〕（昨日御届申達候家来之内脱出者之儀ニ付書状）

（明治初年）七月二九日

御名

状

〔四五一三七〕（年始御祝儀ニ付書状）

（明治初年）

↓小兵衛様

状

*〔四五一三七〕一〔四五一三六〕を括った紙綴あり。

〔四五一三七〕（御書付式通御達延引ニ付書状）

（明治初年）一二月二八日

桜井少参事↓石河太八郎様

状

〔四五一三七〕（覚（御触別紙五通請取ニ付）

（明治初年）

山林正兵衛内 佐々川嘉郎

状

〔四五一三七〕（寒中御伺ニ付書状）

（明治初年）一二月四日

乙津寺↓御用人衆中

状

〔四五一三八〕（中村修之進方御面談ニ付書状）

一〇月二〇日

水野彦三郎↓飯沼五百之進

状

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四五十三九 御沙汰書写(御目見之面々登城ニ付)

五月一六日

渡辺対馬↓石河佐渡様

状 一

一四五十四〇 (軍務副知事より別紙落手ニ付書状)

(明治初年)四月六日

御名家来 吉田喜一郎↓

状 一

一四五十四一 (石河太八郎肩書御請書不仕ニ付書状)

(明治初年)七月一九日

志水甲斐↓石河佐渡様

状 一

*端裏書「東京府江差出候書付写」。

一四五十四二 (別紙御書付写壱通進呈ニ付書状)

(明治初年)

間宮外記↓石河佐渡様

状 一

*一四五十四二一、一四五十四二三を括った紙綴あり。

一四五十四二二 (別紙願書等一通被進候ニ付書状)

(明治初年)五月二日

中根帶刀↓石(河)佐渡様

状 一

一四五十四二三 (別紙願書等落手ニ付書状)

(明治初年)五月二日

民政権官↓石河太八郎様 御家老衆様

状 一

一四五十四三 (杏部輪中損所出来御普請之儀ニ付書状)

(明治初年)一〇月四日

志水甲斐守↓石河佐渡守様

状 一

一四五十四四 (横須賀表江歸陣之儀ニ付書状)

一二月一四日

石河佐渡守↓成瀬隼人正様 他四名

状 一

*一四五十四一、一四五十四二を括った紙綴あり。

一四五十四五 (甲斐守ら横須賀表江歸陣之儀ニ付別紙添状)

一〇月

石河太八郎元家来↓笠松県御庁

状 一

*「写 壱通相廻申候」とあり。

一四五十四六 (陪臣大名華族御取立之儀ニ付歎願書)

三月二日

石河佐渡↓渡辺対馬様

状 一

一四五十四七 (與八郎ら別紙之儀ニ付添状)

三月二日

宝蔵院↓石河佐渡守様 御用人衆中

状 一

*「宜御順達可被下候」とあり。

一四五十四八 口上覚(御位牌御破損之儀ニ付)

(慶応四年)辰四月

村田吉大夫↓石(河)佐渡守様

状 一

*包紙あり。上書「口上書 高野山宝蔵院」。

一四五十四九 (別紙書付請取ニ付書状)

二月

御藩制等御改正之折柄御受成高御一条ニ付書状案

状 一

一四五十四九 *端裏書「草案」。

一四五〇 (御花押御仕替ニ付覚書) (江戸期) 状 一

一四五二 (寒中御様子御伺ニ付書状) 一二月二五日 状 一

一四五三 (御代替御祝儀御伺ニ付書状) (幕末期) 石河佐渡守↓脇(坂)中務大輔 他五名参人々御中 状 一

* 石河佐渡守の花押部分が切り取られている。

一四六 (貫属之輩送籍状入) 明治五年 袋 一

* 一四六一一〜一四六二五を入れた袋。紙縫あり。袋の上書「明治五壬申年 貫属之輩送籍状入 戸長取締」

一四六一 送籍証(士族棚橋定辟方女子離縁ニ付) 明治八年一月 第二大区二小区明道町 戸長 加藤吉啓(印) 他一名↓岐阜県美濃国中島郡駒塚村正副戸長 御中 状 一

一四六二 送籍願(近藤廣・船渡長房妻ニ縁組ニ付) 明治七年五月 貫属士族 近藤白二(印)↓小区長御中 状 一

* 奥書に「鈴木録兵衛・日比野茂兵衛 戸長」とあり。

一四六三 送籍願(竹山よね、富永祐利妻ニ縁組仕候ニ付) 明治七年二月 竹山悦三郎(印)↓第一区六小区萱屋町正副戸長御中 状 一

* 奥書に「副戸長兄玉國寛(印)・戸長日比野茂兵衛(印) 正副戸長」とあり。

一四六四 送籍証 明治八年九月 右町(尾張国上園町)副戸長 田島與左衛門 他一名↓岐阜県美濃国第二大区八小区中島郡駒塚村 正副戸長御中 状 一

* 包紙あり。包紙上書「送籍証 一通」。

一四六五 (加嶋直三郎寄留状請取覚) 明治一一年九月二二日 加嶋忠疏 状 一

一四六六 送籍願 明治七年一月 濱井照岸↓横須賀村 正副戸長御中 縦 一

* 一四六六一と一四六六二の包紙(一四六六あり。包紙上書「送籍」。

一四六六二 記(送籍証間違ニ付返送状) 明治八年四月 愛知県下第三大区一小区杉村東杉分副戸長 長谷川彦十郎↓美濃国中島郡駒塚村 正副戸長御中 状 一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四六七 送籍証(土族青山清姉昇之儀)

明治八年六月

(愛知県第一大区三小区尾張国愛知郡柳原村)戸長 吉田次郎右衛門↓岐阜県第二大区八小区美濃國中島郡駒塚村 正副戸長御中

状 一

一四六八 (貫属土族堀和時照妹うた送籍願)

明治六年九月二日

(愛知県管轄愛知郡第一大区二小区南鷹匠町二丁目六番地居住)堀和時照(印)↓第一大区二小区 正副戸長御中

状 一

一四六九 送籍証(土族滝川連弟滝川忠一之儀)

明治一〇年三月

(愛知県第一区)区長 吉田禄左(印)他一名↓岐阜県第二大区八小区美濃國中島郡駒塚村 正副戸長御中

状 一

一四六一〇 送籍証(吉田桑吉妻きむ之儀)

明治九年八月一日

(愛知県第一大区六小区愛知県名古屋簡井町)戸長 日比野茂兵衛(印)他一名↓岐阜県第二大区八小区美濃國中島郡駒塚村 正副戸長御中

状 一

一四六一二 送籍証(土族鏡島正豪妹てふ之儀)

明治一〇年六月一日

(愛知県第一区)区長 吉田禄左(印)他一名↓岐阜県第二大区八小区美濃國中島郡駒塚村 正副戸長御中

状 一

一四六一三 (貫属土族三浦胤麿養女増送籍願)

明治六年九月

(愛知県管轄尾張国愛知郡第一大区八小区古渡町百拾四番屋敷居住)三浦胤麿(印)↓第一大区八小区古渡町 正副戸長御中

状 一

一四六一三 (佐枝金平、安田計政養子ニ差遣仕度儀ニ付送籍願)

明治六年一二月二九日

佐枝鑑次郎(印)↓小区長 正副戸長御中

状 一

*包紙に「送籍願」「第三大区一小区春日井郡杉村東杉分五百六十三番地 佐枝鑑次郎」とあり。

一四六一四 送籍(願)(前田代次郎養父前田鍋次郎之儀)

明治一〇年一二月三日

右村(岐阜県下第十一大区五小区美濃国可児郡羽崎村)戸長 鈴木三右衛門(印)↓同県下第二大区八小区中島郡駒塚村 正副戸長御中

状 一

一四六一五 送籍証(士族安藤周哲方より女子離縁ニ付)

明治一〇年

岐阜県管下第五大区十一小区安八郡北今

一

一四六一六 送籍証(小島やち離縁加嶋忠鋭江差戻ニ付)

明治八年六月

江尻彦左衛門(印)・日比野茂兵衛(印)↓
岐阜県第二大区八小区美濃國中島郡駒塚村正副戸長御中

一

一四六一七 送籍証(士族野崎祐治妻ニ差遣候ニ付)

明治一一年四月六日

副戸長 矢野斧十郎(印) 他一名↓岐阜県
美濃國中島郡駒塚村 正副戸長御中

一

一四六一八 送籍証(士族河田真與妻ニ差遣候ニ付)

明治一〇年九月一日

愛知県第一大区尾張国愛知郡代官町区
長 吉田禄左(印) 他一名↓岐阜県第二大
区八小区中島郡駒塚村 正副戸長御中

一

一四六一九 送籍請取証(士族市橋吉次縁組ニ付)

明治九年八月

愛知県下尾張国愛知郡名古屋第一大区六
小区戸長 天野政信(印) 他一名↓岐阜
県御管下第二大区八小区美濃國中島郡駒
塚村 士族取締御中

一

*一四六一九一―一四六一九二を括った紙綴あり。

一四六一九二 記(遠藤治郎兵衛妻送籍ニ付)

明治九年九月七日

第一大区十三小区厚見郡領下村戸長
(印)↓本県下中島郡駒塚村住士族取締・
同戸長御中

一

一四六二〇 記(駒塚村士族安藤周哲移住ニ付入籍証)

明治一〇年一月二五日

第五大区十一小区安八郡北今ヶ渚村戸
長 古澤儀左衛門(印)↓当県下第二大
区八小区中島郡駒塚村 正副戸長御中

一

一四六二二 送籍証(平野さく、長谷川重吉妻ニ縁付候付)

明治一二年四月一四日

安八郡大垣岐阜町 吉田英助(印)↓駒塚
村正副戸長御中

一

*封筒あり。

一四六二三 送籍証(士族石崎芳広次男石崎延吉分家致候ニ付)

明治九年九月

右村(駒塚村)士族取締 安井時中(印)↓
愛知県御管下第一区愛知郡名古屋 正副
戸長御中

一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四六二三 送籍証(平民恒川道碩息女みる嫁入ニ付)

明治八年四月

右町(愛知県第一大区八小区尾張国愛知郡下日置南蛭子町)戸長 朝比奈貞寿(印)

状

一四六二四 謹而御願(士族安藤周哲妹れい及び連子送籍願)

明治一〇年一〇月一七日

(第五大区十一小区安八郡北今ヶ淵村)本人れい 他三名↓岐阜県権令小崎利準殿

縦

一四六一五 養女願(第一大区七小区滝川忠郁三女岑、岐阜県駒塚村士族高木貞愛江養女ニ付)

明治七年八月

第一大区七小区南大津町二十二番地瀧川忠郁(印)↓愛知県令 鷲尾隆聚殿

縦

一四六一六 送籍(杉之坊住職富永豪傑、駒塚村士族富永小三郎方江復籍ニ付)

明治八年一月

右村(愛知県管下第七大区五小区尾張国知多郡若屋寺村)副戸長 鈴木伝兵衛↓岐阜県御管下第二大区八小区美濃国中島郡駒塚村 正副戸長御中

状

*一四六一六と一四六一七の包紙(一四六一六あり。包紙上書「送籍」。

一四六一七 (富永豪傑出生日等書付)

(明治八年)

愛知県名古屋区南鷹匠町戸長 馬場信固(印)↓岐阜県下中島郡駒塚村 戸長御中

状

一四六一七 送籍証(名古屋区士族中川政脩長女かな縁付ニ付)

明治一二年三月二〇日

愛知県名古屋区南鷹匠町戸長 馬場信固(印)↓岐阜県下中島郡駒塚村 戸長御中

状

一四六一八 (名古屋区貫属卒長谷川半輔妹竹縁付ニ付送籍願)

明治五年一月

貫属卒 長谷川半輔(印)↓(尾張国愛知郡名古屋)第八区 戸長御中

状

一四六一九 (名古屋区貫属士族伊勢貞静方鈴、富永祐利縁付ニ付送籍願)

明治五年六月

伊勢貞静(印)↓第六区 戸長御中

状

一四六二〇 送籍証(愛知郡東洲崎町士族佐治大助妻すへ離縁ニ付)

明治八年三月

右町(愛知県管下第一大区七小区尾張国愛知郡東洲崎町)副戸長 浅野直行(印)

状

一四六二一 送籍証(厚見郡加納士族瀧俊喬五女もと、安藤周哲弟加亭縁付ニ付)

明治八年五月三〇日

他一名↓岐阜県御管下美濃国中島郡第二大区八小区駒塚村 正副戸長御中

状

一四六二二 送籍証(厚見郡加納士族瀧俊喬五女もと、安藤周哲弟加亭縁付ニ付)

明治八年五月三〇日

副戸長 杉浦武夫(印) 他二名↓中島郡駒塚村副区長・正副戸長御中

状

一四六十三 (岡崎町加藤友吉姉すま、駒塚村士族大塚由之江縁付ニ付送籍願) 明治一一年四月一日 磯崎義喬(印)↓岐阜県第二大区八小区正副戸長御中 一

一四六十三 送籍証(伊勢国鈴鹿郡亀山南野村士族市橋正発妻はる離縁ニ付) 明治八年二月九日 右小区(三重県管轄第八大区一之小区)副戸長野崎邦平(印)他二名↓右町戸長御中 一

*封筒あり。

一四六十四 送籍証(愛知郡三輪町士族太田秀政姉せん縁付ニ付) 明治一〇年二月八日 副戸長 加藤藤左衛門(印)他一名↓岐阜県第二大区八小区美濃国中島郡駒塚村正副戸長御中 一

一四六十五 送籍証(愛知郡花木町士族今井春名養子三省離縁、三尾安雅江復籍ニ付) 明治七年一月六日 今井春名(印)↓第一大区二小区花木町正副戸長 綴 一

一四六十六 (愛知郡連上町士族山口三樹雄養子ニ付送籍願) 明治六年一二月 士族 飯田永富(印)↓第一大区八小区正副戸長御中 一

一四六十七 送籍証(愛知郡隅田町士族鈴木九郎三郎妹うた縁付ニ付) 明治一〇年三月三〇日 副戸長 加藤藤左衛門(印)他一名↓岐阜県第二大区八小区美濃国中島郡駒塚村正副戸長御中 一

一四六十八 送籍証(美濃国中島郡飯柄村士族柴田惣右衛門長女たね、駒塚村士族渡辺善水長男縁付ニ付) 明治一〇年六月一五日 岐阜県下第二大区八小区美濃国中島郡飯柄村戸長 武山倉之助(印)↓駒塚村住貫属士族 戸長御中 一

一四六十九 送籍証(愛知県尾張国中島郡片原一色村西垣源兵衛次女みさ、駒塚村士族鈴木三之丞縁付ニ付) 明治一二年六月一日 愛知県尾張国中島郡片原一色村戸長 水谷善一(印)↓岐阜県下美濃国中島郡駒塚村戸長御中 一

一四七〇 送籍証(愛知郡百人町士族中山賀茂長女たい、駒塚村士族服部為吉縁付ニ付) 明治一一年五月七日 愛知県第一区尾張国愛知郡区長 吉田禄在(印)他一名↓美濃国中島郡駒塚村正副区戸長御中 一

一四七四 縁組届(岐阜県士族山口期三縁組ニ付) 明治八年四月 第一大区八小区下日置南蛭子町 恒川み綴 一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四四六―四三 妾ニ差遣縁願(士族鈴木九郎三郎妹うた之儀ニ付)

明治一〇年三月三日

鈴木九郎三郎(印) 他二名↓愛知県令安場保祐殿 状

一四四六―四二 帰俗願(臨濟宗徳王寺住職平野叢山從弟稲葉文榮、稲葉助左衛門方江帰俗ニ付)

明治七年五月二三日

稲葉文榮(印) 他一名↓林浜松県令 綴

一四四六―四一 附帰送籍証書(山梨県管轄甲斐国山梨郡第十六区小屋敷村恵林寺塔頭栖松院住職石河昂宗原籍附帰之御布令ニ付帰籍之儀)

明治七年七月

石河昂宗(印) 他二名↓正副戸長御中 状

一四四六―四〇 送籍証(愛知郡東田町士族南部孝太郎妻かい、士族山田正教方江離縁復籍ニ付)

明治九年十一月八日

第一区副戸長 恩田長翼(印)↓岐阜県第二大区八小区美濃國中島郡駒塚村 正副戸長御中 状

一四四六―三九 送籍証(愛知郡宮出町日蓮宗長栄寺住職成瀬日俊從弟野崎智玄復籍ニ付)

明治八年四月一八日

右町副戸長 吉川良顕(印) 他一名↓岐阜県第二大区八小区美濃國中島郡駒塚村 正副戸長御中 状

一四四六―三七 送籍証(愛知郡南武平町士族林茂吉叔母きん、士族川井重和縁付ニ付)

明治八年四月二七日

副戸長 磯谷正之(印) 他一名↓岐阜県第二大区八小区美濃國中島郡駒塚村 正副戸長御中 状

一四四六―三六 送籍証(名古屋区替地町士族松村繁妻まさ離縁復籍ニ付)

明治一二年七月九日

愛知県名古屋区替地町戸長 神水義助(印)↓岐阜県中島郡駒塚村 戸長御中 状

一四四六―三五 送籍証(愛知郡布池町士族田村信行姉金緑組ニ付)

明治八年一二月二七日

(愛知県下第一大区六小区尾張国愛知郡布池町)戸長 日比野茂兵衛(印) 他一名↓岐阜県御管下美濃國中島郡駒塚村 正副戸長御中 状

一四四六―三〇 送籍証(愛知郡南大津町士族滝川忠郁三女岑、高木貞愛養女ニ付)

明治七年八月

右(愛知県管下尾張国愛知郡第一大区七小区南大津町貳拾貳番地)滝川忠郁(印)↓第一大区七小区 正副戸長御中 状

一四六五一 請取証(駒塚村士族鈴木重貴家族送籍証請取ニ付)

明治十二年六月

愛知県名古屋区新出来町戸長 高津熊治
↓岐阜県下美濃国中島郡駒塚村 戸長御中

一

*一四六五一―一四六五二三を括った紙綴あり。

一四六五二 (送籍受取証)

(明治十二年六月二七日
―六月二八日)

(西脇町戸長 渡辺釜八↓飯沼長行殿)他

三

*三通一括。

一四六五三 受籍証(駒塚村士族堀田正尚等送籍証請取ニ付)

明治十二年六月二七日

愛知県名古屋区葛町戸長 浅井敬典↓岐阜県美濃国駒塚村 戸長御中

一

一四六五四 請取証(駒塚村士族棚橋定辟送籍証請取ニ付)

明治十二年六月一三日

名古屋区上前津町戸長 水野有親↓岐阜県下美濃国中島郡駒塚村戸長 飯沼長行殿

一

一四六五五 証(岐阜県士族石河忠一等送籍証請取ニ付)

明治十二年三月三〇日

愛知県名古屋区南鍛冶屋町戸長↓岐阜県美濃国中島郡駒塚村 戸長御中

一

一四六五六 証(送籍証請取ニ付)

明治十二年四月二七日

名古屋区中市場町戸長 久保彦左衛門↓中島郡駒塚村 戸長御中

一

一四六五七 受取証(士族渡辺嘉直等送籍証請取ニ付)

明治十二年四月一五日

尾張国春日井郡杉村戸長↓岐阜県下中島郡駒塚村旧戸長 飯沼長行殿

一

一四六五八 証(送籍証請取ニ付)

明治十二年四月一八日

愛知県名古屋区南辰巳町戸長 杉本孝古↓御県下中島郡駒塚村 戸長御中

一

一四六五九 送籍請取証(富永小三郎送籍証受取ニ付)

明治十二年六月三日

愛知県下尾張国名古屋区門前町戸長 浅井常五郎代筆生 中村佐兵衛↓岐阜県下美濃国中島郡駒塚村 戸長御中

一

*封筒あり。

一四六五二〇 証(駒塚村柏原良広送籍請書)

明治十二年四月二日

尾張国名古屋区南辰巳町戸長 杉本藤右(印)↓岐阜県下美濃国中島郡駒塚村 戸長御中

一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

二八

一四六―五―二 証(岐阜県土族稲葉吉重家族中市場町移住ニ付送籍証受取ニ付)

明治一二年六月一日

名古屋区中市場町久保吉左衛門(印)↓
美濃国中島郡駒塚村旧戸長御中 状

一四六―五―三 受籍証(土族山田直照家族三人入籍ニ付)

明治一二年七月一〇日

愛知県下尾張国春日井郡杉村戸長山口
頼匡(印)↓岐阜県下美濃国中島郡駒塚村
戸長御中 状

一四六―五―三 受込証(駒塚村村山正勝等送籍証)

明治一二年四月二日

愛知県愛知郡弥富村戸長役場(印)↓岐阜
県下中島郡駒塚村旧戸長飯沼長行殿 状

*封筒あり。

一四六―五―一 請取証(土族川井重彦送籍請取証)

明治一二年六月二日

愛知県名古屋区高岳町戸長本間孫四郎
(印)↓岐阜県美濃国中島郡駒塚村戸長
御中 状

*一四六―五―一、一四六―五―三を括った紙綴あり。

一四六―五―二 証(駒塚村土族堀田正尚長女石塚ひさ送籍証)

明治一〇年五月二五日

第一区々々長吉田禄左(印)↓岐阜県第二
大区八小区駒塚村正副戸長御中 状

一四六―五―三 受込証(土族河野富行長女かき送籍証請取)

明治一二年六月四日

羽栗郡笠松村旧副戸長(印)↓中島郡駒
塚村戸長御中 状

一四六―五―四 (人名住所等覚書)

(明治期)

状

一四六―五―五 (土族中村芳太郎姉すま送籍証)

明治一一年五月一日

右区(東京府武蔵国豊島郡第九大区二小
区)戸長木村金政↓岐阜県第二大区八小
区戸長御中 状

一四六―五―六 受籍券(駒塚村土族秋元秀平養子秋元綱三郎之儀ニ付)

明治九年一二月

京都府下葛野郡二第三区花園村戸長大
八木伝右衛門(印)↓岐阜県下第二大区八
小区駒塚村戸長御中 状

一四六―五―七 証(駒塚村土族菊地良味送籍証之儀ニ付)

明治一〇年六月六日

愛知県第一区長吉田禄左(印)↓駒塚村
正副戸長御中 状

一四六―五三八 証(寄留証受取ニ付)

明治九年一月二八日

東京第五大区三四小区区務所↓

状

一四六―五三九 証(寄留証送受取ニ付)

明治一一年七月二〇日

第五大区三四小区区務所↓

状

一四六―五三〇 送籍受取証(駒塚村士族石崎延吉次男送籍証受取ニ付)

明治九年一〇月一三日

愛知県第一区副戸長 加藤藤左衛門(印)
他一名↓岐阜県中島郡駒塚村 正副戸長
御中

状

一四六―五二二 請取証(岐阜県士族川井重彦等寄留証請取ニ付)

明治一〇年六月四日

愛知県下第一区高岳町用係 本間孫四郎
(印)↓岐阜県下第二大区八小区駒塚村
区戸長御中

状

一四六―五二三 証(稲葉安節次女ぎん送籍証請取ニ付)

明治九年七月一六日

愛知県下名古屋第一大区四小区中広井町
副戸長 則武松兵衛(印)↓岐阜県管下第
二大区八小区美濃国中島郡駒塚村 正副
戸長御中

状

一四六―五二三 記(大塚由之妻すま送籍証受取ニ付)

明治一一年五月三〇日

東京府下第一大区四小区区務所(印)↓岐
阜県管下第二大区八小区 戸長御中

状

一四六―五二 復籍届(宮出町長栄寺住職成瀬日俊従弟野崎智玄復籍ニ付)

明治八年一月二九日

野崎智玄(印) 他一名↓愛知県令 鷲尾隆
聚殿

綴

一四六―五二 記(駒塚村士族岩田竹彦父岩田礼堂妻しき復籍ニ付)

明治九年九月二二日

愛知県第一区副戸長 加藤藤左衛門(印)
↓岐阜県下第二大区八小区美濃国中島郡
駒塚村戸長 飯沼長行殿 他二名

状

一四七 領高復旧地内配之末家江新地御加増地被下候諸書付

(江戸後期)

袋

*一四七―一二―一四七―八―四を入れた袋。袋の上書「領高復旧地内配之末家江新地御加増地被下候諸書付 皆不免他見」。

一四七―一二 御機嫌伺ニ付書状

(江戸後期)六月二五日

山澄将監↓石河太八郎様

状

*折紙。封紙あり。上書「石河太八郎様 山澄将監」。一四七―一二―一四七―二―四の封紙あり。封紙上書「石河太八郎 竹腰山城守」。あり、

一四七―一二 領分之儀ニ付書状案文

(江戸後期)

状

一四七―一三 御礼ニ付書状

(江戸後期)六月一八日

竹腰↓駒塚君

状

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

〔四七一四〕 (上)御助力筋之評儀ニ付書状

(江戸後期)六月二五日

(山澄)将監↓(石河)太八郎様 御内密貴
答

状 一

〔四七二一〕 (御勝手筋ニ付書状)

(江戸後期)五月六日

成瀬隼人正↓石河太八郎様

状 一

*包紙あり。包紙上書「石河太八郎様 成瀬隼人正」。

〔四七二二〕

(御勝手筋ニ付)隼人正江申遣候草稿

(江戸後期)四月二三日

(成瀬隼人正)

状 一

〔四七二三〕

写(石河太八郎御勝手難渋ニ付借用金之願書案文写)

(江戸後期)三月

(成瀬隼人正)

状 一

*朱書あり。表書「此書朱書之通自筆ニて相認隼人正方迄以自書申遣候、御側御用人山吹儀兵衛江家老共及内談置」。

〔四七二四〕

写(入用米之書上)

(江戸後期)

状 一

〔四七三一〕

(三千石返上之儀ニ付書状)

(江戸後期)五月二九日

石河奎左衛門↓(石河)太八郎様

状 一

*「内事御直被奉願」とあり。〔四七三一〕〔四七二七〕を括った紙綴あり。

〔四七三二〕

(内証分之物成差戻之儀ニ付書付)

(江戸後期)七月

石河奎左衛門

状 一

〔四七三三〕

(内証分之物成差戻之儀ニ付書付)

(江戸後期)七月

石河申之丞名代 正木内匠

状 一

〔四七三四〕

覚(御助成之儀ニ付書付覚書)

(江戸後期)六月二三日

杉山作左衛門

状 一

〔四七三五〕

覚(弥三左衛門殿一件ニ付書付覚書)

(江戸後期)六月五日

杉山作左衛門

状 一

〔四七三六〕

書取案(石河奎左衛門殿同申之丞江御助成之儀ニ付書付案文)

(江戸後期)八月

状 一

〔四七三七〕

書キ取草案(石河奎左衛門殿同申之丞江御勝手筋之儀ニ付書付案文)

(江戸後期)八月

状 一

*包紙あり。包紙上書「不可有他見 書付 此書付を不用ニ相成追而火中之事」

状 一

〔四七四一〕

(奎左衛門殿等より引分ケ差上候一件ニ付書状)

(江戸後期)正月二六日

(鏡島小兵衛↓石河太八郎様)

状 一

〔四七四二〕

*端裏書「太八郎様 鏡嶋小兵衛」「御内密」。包紙あり。

(江戸後期)六月一三日

(鏡島小兵衛↓石河太八郎様)

状 一

〔四七四三〕

(調達金返納等之儀ニ付書状)

(江戸後期)六月一三日

(鏡島小兵衛↓石河太八郎様)

状 一

〔四七四四〕

*端裏書「太八郎様 鏡嶋小兵衛」「御直披」。

(江戸後期)六月一三日

(鏡島小兵衛↓石河太八郎様)

状 一

一四七四三 (御大業御内考之儀ニ付書狀) (江戸後期) 二月二〇日 (鏡島小兵衛↓石河太八郎様) 狀 一

*端裏書「石(河)太八郎様 鏡嶋小兵衛」「御直披」。包紙あり。

一四七四四 (瀧川豊州等動向之儀ニ付書狀) (江戸後期) 二月二日 (鏡島小兵衛↓石河太八郎様) 狀 一

*端裏書「太八郎様 鏡嶋小兵衛」「御内密」。

一四七四五 (十助江不及相談之儀ニ付書付) (江戸後期) 狀 一

一四七四六 (喜代蔵一件等之儀ニ付書付) (江戸後期) 二月五日 (鏡嶋小兵衛↓石河太八郎様) 狀 一

*端裏書「太八郎様 鏡嶋小兵衛」「御内密」。包紙あり。

一四七四七 (喜代蔵一件等之儀ニ付書付草稿) (江戸後期) 狀 一

*端裏書「草稿」。

一四七五一 (御上高之儀ニ付家来并頭立百姓了簡之書付) (江戸後期) 二月五日 狀 一

*一四七五一〜一四七五五を括った紙綴あり。

一四七五二 (家事之儀ニ付相談願草稿) (江戸後期) 狀 一

一四七五三 (鏡嶋) 小兵衛様々去月廿九日内密被為召被仰含候御次第 (江戸後期) 二月 狀 一

第

一四七五四 享保根極書拔(利息支払収納米麦勘定書) (享保期) 二月 狀 一

*端裏書「享保根極書拔」。

一四七五五 (収納米麦勘定書) (江戸後期) 正月 狀 一

*朱書で「寛政迄口米ニテ上納之事」とあり。

一四七六一 乍恐奉願上候御事(御上ヶ高之儀御尋御領分一統願上ニ付) 文政五年一二月 御領知惣代 桑原林平(印) 他一名↓稻葉 綴 一

松之進殿 他一名

*包紙あり。包紙上書「御領分惣代河合清右衛門 桑原林平」。一四七六一〜一四七六三を括った紙綴あり。

一四七六二 乍恐奉再願候御事(御上ヶ高之儀願書聞濟ニ付) 文政五年一二月 御領分惣代 桑原忠助(印) 他一名↓稻葉 狀 一

松之進殿 他一名

*包紙あり。包紙上書「上 御領分村々惣代桑原忠助・伊藤儀兵衛」。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四七六三 乍恐奉願上候御事(御上ヶ高御断之儀ニ付)

文政五年十一月

御領知村々惣代 桑原応助(印) 他一名↓

綴 一

*包紙あり。包紙上書「上 御領分村々惣代桑原応助・伊藤儀兵衛」。

一四七七 内達書(御勝手筋御仕法ニ付)

二月五日

加嶋作之進 他八名

縦 一

一四七八一 (御勝手筋之儀御熟考ニ付書付)

一月

御家老共・御勝手懸御用人共

状 一

*一四七八一―一四七八四を括った紙綴あり。

一四七八二 (御相統之為御分領之儀ニ付勘考願書付)

午一二月六日

南波伝内 他三名

状 一

*包紙あり。包紙上書「書付」。

一四七八三 (御勝手向不如意之為御旧領安堵之儀ニ付内達書付)

二月

稲葉松之進 他二名

状 一

一四七八四 (御勝手向御諮問ニ付返答書)

二月

清水勇馬

状 一

一四八一 湯本系譜

(江戸期)

*包紙あり。包紙上書「湯本系譜」。湯本氏は沼田藩真田氏旧臣、のち石河氏に召し抱えられる。

一四八二 (石河家系図)

(江戸期)

*裏に役職任命の御礼状写あり。

一四八三 相應院殿・芦田・大久保・阿部・石川之統(系図)

(江戸期)

*相應院は尾張家初代当主徳川義直の生母。

一四八四 (徳川將軍家系図)

(江戸期)

一四八五 公儀御子様方(書上)

(江戸期)

一四八六 建中寺御靈屋御相殿之覚書付

(江戸期)

一四八七 (阿部河内守家系譜)下書

(江戸期)

*阿部河内守正興は元和・寛永期の尾張家年寄。

一四八八 (石河家系譜)

(江戸期)

*包紙あり。虫損あり。

状 一

一四八一九 (石河家)御系図 (江戸中期) 石河主税 状 一

*包紙あり。包紙上書「御系図 壹通 石河主税より差上候」。付箋あり。

一四八一〇一 (石河家系図断簡) (江戸期) 状 一

*石河掃部頭一宗(石川光重三男)の部分に記載。一宗は羽柴秀吉の家臣。一四八一〇一―一四八一〇三の包紙あり。包紙上書「此三通雖為不用為見合差置」。

一四八一〇二 (石河家系図断簡) (江戸期) 状 一

*分家の旗本石河藏人の部分に記載。

一四八一〇三 (石河家系図断簡) (江戸期) 状 一

*石河十三郎清平の部分に記載。

一四八一〇四 (成瀬・竹腰・渡辺・志水・阿部家系譜) (江戸期) 横・小 一

一四八一〇五 (奥州住人石川駿河家系図) (江戸中期) 状 一

*端裏付紙(朱書)「奥州住人石川駿河家系図元文二年巳年写外ニ書付它通相添」。一四八一〇五―一四八一〇七の包紙あり。

一四八一〇六 (奥州住人石川駿河家系図添書) (元文二年) 状 一

*端裏付紙(朱書)「奥州住人石川駿河ヨリ系図ニ相添差越書付之写 元文二年巳年」。

一四八一〇七 感状之写(兄石川兵助討死ニ付) (天正一一年六月五日) (羽柴)秀吉↓石川長松殿 状 一

一四八一〇八 浅井喜八郎祖先覚書 (二月一四日) 状 一

一四八一〇九 小林系譜調 (江戸後期) 縦 一

*一四八一〇九―一四八一二四を括った紙綴あり。

一四八一二四 (清水家実方池田家名相続願ニ付書付) 午二月 清水勇馬 状 一

一四八一二五 清水家実方 池田家系図之覚 (江戸後期) 状 一

一四八一二六 清水家池田家与続柄之覚 (江戸後期) 状 一

一四八一二七 (徳川宗家系譜) (江戸中期) 状 一

*徳川家康から家治まで記載。

一四八一二八 (深田家之件ニ付覚書断簡) (江戸後期) 状 一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四八二七一 (城織部佑・村越茂助直吉履歴覚書)

(江戸期)

状 一

* 一四八二七一〜一四八二七五を括った紙綴あり。

一四八二七二 信長記(抜粹)

(年不詳)

横 一

一四八二七三 (斎藤道三以下三代事績・岐阜城主歴代覚書)

(江戸期)

状 一

一四八二七四 (三略並諸書号)

(江戸期)

横 一

一四八二七五 甲陽軍傳解(抜粹)

(江戸期)

状 一

一四八二八 (石河章長略系図)

(江戸期)

状 一

一四八二九 (石河家略系図)

(江戸期)

状 一

* 光延から光忠まで五代の系図。

一四八三〇 覚(石川家系図)

六月一七日

状 一

* 石川備前守重高入道宗林から尚正入道宗顔まで四代の書上。

一四八三一 沢井家石河系図

(江戸期)

状 一

一四八三二 (鏡嶋五郎右衛門之儀ニ付書状)

六月一日

状 一

藏人↓(石河)鞠負様

* 一四八三二と一四八三三を括った紙綴あり。

一四八三三 (石河老岐守貞政以下系図下書)

(江戸期)

状 一

一四八三三 (断簡)

(江戸期)

状 一

* 上書「後鑑ニ可備御書付」。

一四八三四 (富永家系図)

(江戸期)

状 一

* 一四八三四〜一四八三六を括った紙綴あり。

一四八三四 (石河正光・章長系譜覚書)

(江戸期)

状 一

一四八三四 (覚清院殿光玉凉心大姉葬送ニ付寺院御尋書付)

(江戸期)

状 一

* 覚清院は石河伊賀の妻で渡辺重綱息女。付札一枚あり。

- 一四八一四一四 (石河光忠系譜覚書) (江戸期) 状 一
- 一四八一四一五 (石河光忠等系譜覚書) (江戸期) 状 一
- 一四八一四一六 (宝龜山相応寺創建之儀ニ付御尋書付) 六月 (年不詳) 状 一
- 一四八一四一七 (付札 伊豆守貞政高名之事) *一四八一五一―一四八一七四を括った紙綴、および一四八一五―一四八一五五を括った紙綴あり。 状 一
- 一四八一四一八 (石河伊豆守貞政関ヶ原在陣之儀等ニ付書状) (江戸中期) 七月五日 愚翁(石河正章)↓(石河)主税(貞貴)殿 状 一
- 一四八一四一九 (先祖書差出之儀ニ付書状) 元文五年七月二日 石河主税貞貴(花押) 状 一
- 一四八一四二〇 (石河貞政関ヶ原在陣之儀等系譜覚書) (江戸中期) 状 一
- 一四八一四二一 表碑(桂春院禪石翁碑文) 元禄一〇年九月 丹岳野必大誌 状 一
- *桂春院は石河貞政のこと。
- 一四八一四二二 (石河正章系譜覚書) (江戸中期) 状 一
- 一四八一四二三 (石川出羽守正章略歷書上) (享保一三年) 状 一
- *端裏書「享保十三申年」。
- 一四八一四二四 (暑気寒気御機嫌伺・年頭歳暮之節献上品之儀ニ付御伺并返答書留書) 石河出羽守(正章) 状 一
- 一四八一四二五 (参河後風土記 卷第四十二抜粹書上) (江戸期) 状 一
- *一四八一七一―一四八一七四を括った紙綴あり。
- 一四八一四二六 (難波戦記 卷之第十七抜粹書上) (江戸期) 状 一
- 一四八一四二七 (石河伊豆守貞政履歷書付) (江戸期) 状 一
- 一四八一四二八 (編年大略抜粹書上) (江戸期) 状 一
- 一四八一四二九 (竹腰家略系譜) (江戸期) 状 一
- *竹腰重時から正映まで六代の系譜。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四九一

石川之系譜

元禄一三年

状一

*包紙あり。石河章長の草案を正章が清書したもの。一四九一〜一四九三を括った紙綴あり。

一四九二

石河略系(図草案)

(江戸期)

状一

*包紙あり。包紙上書「御系譜別録草案」。

一四九三

系譜追補別録

(元文期)

状一

*石河家の他、成瀬・竹腰・渡辺・志水・阿部各家の略系図をまとめたもの。

一五〇〇

(石河家系図)

(文化年間以降)

縦一

一五一一

(石河家戒名忌日書付写)

元禄一三年六月二三日

状二

*「石八大雄院」参候書付之写 本書ハ江戸江遣ス」とあり。一五一一〜一五二四を括った紙綴あり。

一五一二

(石河光延等戒名忌日書上)

(江戸期)

状一

一五二三

(石河家親類女中等戒名忌日書上)

(江戸期)

状一

一五二四

(竹腰家戒名忌日書上)

(江戸期)

状一

一五二五

(石河家系図)

(江戸期)

状一

一五二三

(石河家系図)

(江戸期)

状一

*石川日向守から記載。

一四四一

(上野村蓮花寺等由緒書上)

(江戸期)

横一

*一四四一〜一四四七を入れた袋あり。袋の上書「書付一通 来暦」

一四四二

(根尾川・蕨川等由来及道法等書上)

(江戸期)

横一

一四四三

(松平右京大夫殿家来細田与惣大夫上野村蓮花寺由緒縁起御尋ニ付書状)

(江戸中期)

状一

*虫損あり。

一四四四

山川掟之覚

寛文六年三月二五日

状一

*虫損あり。

石丸石見守

一四五四	(正木村・鷺山村峰境之城山由来書上)	(江戸期)		状	一
一四五六	(美濃国上野村蓮花寺由緒縁起墓碑社領等書上留)	(元禄七年六月)	濃州山縣郡上野村蓮花寺	縦	一
	*「岐阜鷺林村常在寺月能」とあり。				
一四四七	(石河家所領絵図)	(江戸期)		鋪	一
	*法量一六五・〇cm×一一〇・〇cm。彩色あり。				
一四五	(旧法洞寺御官林巨細取調書入)	(明治期)		袋	一
	*「二五二」「四五二三」を入れた袋。袋の上書「旧法洞寺御官林巨細取調書入 浪田見村副戸長 師岡規邦」				
一四五二	安曇郡浪田見内旧法洞寺附属地 上知五官林(取調書上)	(明治期)		状	一
一四五三	(旧法洞寺山林境内除地之内山林之書上)	(明治期)		状	一
	(浪田見旧法洞寺山及諸神社上知書上)	(明治期)		状	一
	*閨田村氏神社、富本村社、津渡村氏神社の上知書上。				
一四五四	記(山林木数書上)	(明治期)		状	一
一四五五	(安曇郡浪田見村旧法洞寺上知田畑等地代書上帳)	(明治期)		縦	一
一四五六	(山林の木数値段書上)	(明治期)		状	一
一四五七	(安曇郡浪田見村旧法洞寺上知山立木山等実価書上帳)	(明治期)		縦	一
一五五八	記(山立木私下ケニ付定役書)	明治七年一〇月一日	及部捷秋(印)他一名↓師岡豊一殿	状	一
一五五九	(信濃国安曇郡浪田見村地内立木代価等書上帳)	(明治期)		縦	一
一五六一〇	(立木数再応取調願之儀ニ付書状)	明治八年一月一八日	山田正元 他一名↓師岡豊一様 他一名	状	一
	*封紙あり。				
一五五二	(法洞寺境内上知田畑取調御札ニ付返書)	(明治期)一〇月三日	北山崎↓師岡治平様	状	一
一五五三	(田畑屋敷等書上帳)	(明治期)		横	一
一五五三	(寄留願雛形)	(明治期)	正副戸長御姓名印↓筑摩県管轄信濃国 安曇郡第七拾六区戸長・同副宛	状	一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

(四五一四) (友吉殿江御用御遣候儀ニ付書付)

(明治期)

状 一

(四五一五) (山林田畑屋敷等値段書上)

(明治期)

状 一

(四五一六) (夫豊一お返下されたきニ付書状)

(明治期)

けふろ↓御あね様

状 一

(四五一七) (立木木数等飛脚を以啓上候ニ付書状)

(明治期)

状 一

(四五二八) (山林代価等御尋ニ付書状)

(明治期) 一月三十一日

山田正元 他一名↓師岡豊一様 他一名

状 一

*包紙あり。

(四五二九) 借用申証文之事

明治七年九月二八日

借用主 師岡豊一↓松本伊勢町 藤本彦平殿

状 一

(四五三〇) 鳴ノ田畑仕訳高一条

(明治期)

横 一

(四五三二) (三ツ割田等田畑名寄書上)

(明治期)

横 一

(四五三三) 旧法洞寺上地御官林御改坪数略図

明治七年一月一七日

御官員 小嶋 青木禎一郎

状 一

(四五三三) 信濃国安曇郡第七拾六区渋谷見村旧法洞寺絵図面

(明治期)

↓筑摩県権全 永山盛運殿

鋪 一

*法量九六・〇cm×六〇・〇cm。

(四五六一) (折立村・三ツ又村御林絵図)

弘化三年閏五月

折立村庄屋 佐藤常之進 他一名

鋪 一

*法量二七・五cm×三九・七cm。彩色あり。〔四五六一〕〔四五六一五〕を括った紙綴あり。

(四五六一) (志段味村)山林絵図面 壱通入

(江戸後期)

方県郡志段味村

鋪 一

*法量四二・五cm×三一・五cm。彩色あり。包紙あり。

(四五六三) (濃州中嶋郡大浦村等木曾川通堤外竹林絵図)

弘化三年閏五月

市之瀬村庄屋 桑原弥右衛門(印) 他三名

鋪 一

*法量四〇・〇cm×八〇・〇cm。

(四五六四) (濃州石津郡市之瀬村絵図)

天保一二年

市之瀬村庄屋 桑原弥右衛門(印) 他三名

鋪 一

*法量九三・〇cm×八五・五cm。彩色あり。

(四五六五) (濃州本巣郡曾井中島村御林山絵図)

弘化三年閏五月

曾井中島村庄屋 青木右藤太(印)

鋪 一

*法量二八・五cm×三八・三cm。彩色あり。

一四六一六

(濃州方県郡鷺山村山林絵図)

弘化三年閏五月

鷺山村庄屋 茂平治(印) 他三名

* 法量六六・〇 cm × 六〇・〇 cm。付紙に「当村ニ御山御林共無御座村方控計ニ御座候」とあり。

一四六一七

(濃州厚見郡古津村山林絵図)

(弘化三年)閏五月一九日

* 法量四一・三 cm × 六一・二 cm。彩色あり。包紙あり。包紙上書「上 午閏五月十九日 山林絵図面 古津村」。

一四六一八

(江戸朱引之内調場所絵図)

(江戸後期)

* 法量二七・三 cm × 三七・五 cm。

一四六一九

(濃州武儀郡・各務郡・羽栗郡往還絵図)

(江戸後期)

* 法量四〇・〇 cm × 二八・〇 cm。彩色あり。

一四六二〇

(美濃国境周辺絵図)

(江戸後期)

* 法量一九・五 cm × 四〇・〇 cm。彩色あり。

一四六一二

(本川堰樋絵図)

(江戸後期)

* 法量四一・五 cm × 二九・一 cm。彩色あり。

一四六一三

(美濃国内山絵図)

(江戸後期)

* 法量三一・五 cm × 五五・六 cm。

一四六一三

(尾州名古屋城下三之丸屋敷配置絵図)

寛政二年正月一日

* 法量四九・一 cm × 六八・二 cm。一四六一三―一四六一七の包紙あり。包紙上書「寛政二年戊正月十一日改御城下七枚絵図」

一四六一三

(尾張国名古屋城下山口武家屋敷配置絵図)

寛政二年正月一日

* 法量五九・〇 cm × 九一・七 cm。

一四六一三

(尾張国名古屋城下廣井武家屋敷配置絵図)

寛政二年正月一日

* 法量四九・〇 cm × 六八・〇 cm。

一四六一三

(尾張国名古屋城下小林武家屋敷配置絵図)

寛政二年正月一日

* 法量四九・五 cm × 六五・八 cm。

一四六一三

(尾張国名古屋城下代官町御下屋敷・京屋町・高岳院・京橋矢場・東新町屋敷配置絵図)

寛政二年正月一日

* 法量四九・五 cm × 六八・〇 cm。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

四〇

一四六一三六 (尾張国名古屋城下巾下屋敷割配置絵図)

寛政二年正月一日

形態・数量
鋪 一

* 法量四九・六 cm × 六八・三 cm。

一四六一三七 (尾張国名古屋城下町方配置絵図)

寛政二年正月一日

鋪 一

* 法量四九・五 cm × 六七・七 cm。

一四六一二四 (名古屋城)三之丸御宮之図

(江戸期)

鋪 一

* 法量四一・〇 cm × 三〇・二 cm。端裏書「三之丸御宮之図 渡辺ヨリ借用写置」。

一四六一二五 廬山大悲院之図(濃州武儀郡橋村廬山絵図)

(江戸期)

鋪 一

* 法量三一・〇 cm × 四五・二 cm。包紙あり。包紙上書「みの之国橋 廬山之図」「西木」。

一四六一二六 (下総国手賀沼堀割絵図覚書)

(天保期)

鋪 一

* 法量三一・一 cm × 四一・一 cm。

一四六一二七 (名古屋城本丸部屋割絵図)

(江戸期)

鋪 一

* 法量六一・五 cm × 八〇・五 cm。端裏書「御城の絵図」。

一四六一二八 (濃州中島郡駒塚村周辺堤防往還絵図)

(江戸期)

鋪 一

* 法量四二・五 cm × 三〇・五 cm。

一四六一二九 (名古屋城本丸部屋割部分図)

(江戸期)

鋪 一

* 法量一〇八・〇 cm × 六一・〇 cm。

一四六一三〇 (濃州池田郡横山村墨引絵図)

宝暦二二年閏四月

鋪 一

* 法量五二・〇 cm × 七二・〇 cm。彩色あり。一四六一三〇一、一四六一三〇二の包紙あり。包紙上書「両横山村・乙原村墨引絵図 式校」

一四六一三二 (濃州大野郡乙原村墨引絵図)

宝暦二二年閏四月

鋪 一

* 法量三七・三 cm × 五三・五 cm。彩色あり。

一四六一三三 (濃州大野郡乙原村絵図)

(江戸期)

鋪 一

* 法量五八・〇 cm × 八四・五 cm。包紙あり。包紙上書「山絵図 乙原村」

形態・数量
鋪 一

一四六一三	濃州大野郡下座倉村御林井村内字名分ヶ絵図面	(弘化三年閏五月)	鋪	一
	* 法量九三・五cm×八八・〇cm。彩色あり。包紙あり。			
一四六一三	(美濃国銃狘禁止場所絵図)	(明治期)	鋪	一
	* 法量二七・〇cm×三八・四cm。彩色あり。			
一四六一四	(万寿新田・福江村等木曾川・太田川筋絵図)	(江戸期)	鋪	一
	* 法量八四・三cm×六二・七cm。彩色あり。			
一四六一五	(御台所部屋割絵図)	(江戸期)	鋪	一
	* 法量二四・〇cm×二四・七cm。			
一四一七	富永家系図	(江戸期)	狀	一
一四六一一	心得書写(長州之附属之浪士共野州江集屯之儀ニ付)	(幕末期)七月	狀	一
	* 一四六一一・一四六一二を括った紙綴あり。			
一四六一二	御書写(朝旨遵奉且藩之兵制之儀ニ付)	(明治期)五月	狀	一
一四六一三	(出頭ニ付御達書)	(明治期)一〇月一五日	狀	一
一四六一四	(朝廷ニ対シ謝罪之儀ニ付建白書)	(明治初年)九月二日	縦	一
	* 封紙あり。			
一四六一四二	(前大納言様御上京之節御供被仰付候ニ付書付)	(幕末期)九月	狀	一
	* 包紙あり。包紙上書「書付」「用人江」。前大納言様は尾張家一四代当主徳川慶勝のこと。			
一四六一四三	写(横井小楠暗殺ニ付書付之写)	(明治二年)正月	狀	一
一四六一四四	写(石河佐渡守元家来横井平四郎殺害之儀ニ付御沙汰申達書写)	(明治二年)正月	狀	一
一四六一四五	(石河佐渡守元家来脱出者之儀ニ付書状)	七月二九日	狀	一
一四六一五	(関宿行在所より申来之儀ニ付書付)	九月二四日	狀	一
一四六一六	写(御休泊之儀ニ付書付)	九月二三日	狀	一
	尾州藩			

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

一四八七 写(御沙汰之儀ニ付書付)

九月二三日

役所↓尾張三位中将殿 重臣中

状

* 尾張三位中将は尾張家一六代当主徳川義宜のこと。

一四八八 (攝州御家御支配所境杭之儀ニ付書付)

八月一日

丹波淳太郎↓石河佐渡様

状

一四八九 (大納言様・三位中将様下屋敷御成之儀ニ付書付)

(慶応期)六日

監察

状

一四九〇 (領内示方宜ニ付感状其外勅書写)

九月二七日

状

一四九一 写(熱田・岡崎御行在所割)(行幸御行在所割)

(九月二六日)二八日

状

一四九二 御前をいて被仰渡(別手方大御番頭任命ニ付)

(年不詳)

↓井野口久之丞

状

* 一四九一三二一、一四九一三二四を括った紙綴あり。

一四九三 御夜据之間溜おゐて被仰渡(三番組御預ニ付)

(年不詳)

↓井野口久之丞

状

一四九四 御夜据之間御下段おゐて御列座被仰渡(別手方大御番組任命人名書上)

一月

状

一四九五 (今度建春門為御守衛詰別手方大御番組五隊御組立ニ付諸事留)

(年不詳)

縦

一四九六 (四等官以上江御主意御直命之写進之旨書状)

(明治二年)七月一九日

志水甲斐↓石河佐渡様

状

* 一四九六三二一、一四九六三二二を括った紙綴あり。一四九六三二三の添状。

一四九七 御直命之御主意(版籍奉還ニ付御直命写)

(明治二年)七月

状

一四九八 (兵隊訓練巧拙之順席銘々見込之趣事務局江差出候様可申渡旨御達書)

(明治初年)四月

↓対馬殿・佐渡殿

状

一四九九 (笠松県令達等)

(明治初年)

包紙

* 包紙上書「可差上者江仰出候付不取散右判物ニ家来」「多田満仲一男大和守親」

一五〇〇 (石河太八郎江禄高現石藩士兵卒員数等調書不指出儀ニ付伺)

(明治三年)二月一二日・
一九日・二七日

(名古屋公用人竹中彦太郎↓弁官御伝達所他)

状

*二月一九日付「弁官御伝達所より石河調書相除可差出旨付札」二月二七日付「石河佐渡元家来鹿島又之丞儀東京刑部省へ引渡之旨申入候也」(京都府庁差出・名古屋藩中御中宛)あり。

一四六一七 (辰・巳兩年分御差出金納方御取計御懸合ニ付書狀) (明治初年)十一月八日 中野甚三郎 他一名↓石河太八郎様 状 一

一四六一八 (当藩元知行所地所之儀笠松県江其許方御引渡差支無之旨御達書写) (明治三年)閏一〇月三日 民政権官↓棚橋忠衛様 状 一

*端裏に朱書で「写」とあり。

一四六一九 草案(寺院調書等差上方之儀私御所置被仰出迄御猶予被成下置旨願書) (明治三年)九月 石河太八郎↓弁官御伝達所 状 一

*一四六一九―一四六一九二の包紙あり。

一四六一九二 (元御領知濃撰両州村々寺院等雛形之通取調可差出旨御達書写) (明治三年)九月四日 民政権判事↓石河太八郎様 状 一

*端裏書「写」。

一四六一〇一 草案(旧臘拝借米私底元家来共救助不行届ニ付今一応米金之内拝借被仰付度旨) (明治三年) 状 一

一四六一〇二 (米百七拾石為凌貸渡書) 庚午(明治三年)一二月 石河太八郎 状 一

一四六一〇三 草稿(元家来救助之為米金之内相応之拝借被仰付度旨) (明治三年)一二月 状 一

一四六一〇四 条々頭書(弁官伝達所江呼出等) (明治初年)一五日 (二四日) 状 一

一四六一〇五 (御家中之輩給祿之儀并居宅引移方等一同動揺不致御所分を可奉待旨達書) (明治三年)九月 状 一

一四六一〇六 (撰州在住御家来兵庫県貫属被仰付哉中島孝之丞江可達旨書付) (明治三年)九月 ↓在尾参政江 状 一

一四六一〇七 (今般御所置被仰出候ニ付心得) (明治三年)九月 状 一

一四六一〇八 (今般撰・濃州御領知笠松・兵庫二県江御引渡ニ付元百姓共心得違無之様御触) (明治三年)九月 ↓邑宰共江 状 一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

四四

形態・数量

一四六二〇一九 (其方元知行所笠松・兵庫兩県管轄被仰付ニ付地所引渡之旨御達書)

庚午(明治三年)九月

太政官↓石河太八郎様

状 一

一四六二〇二〇 (笠松県貫属被仰付旨御達書)

庚午(明治三年)九月

太政官↓石河太八郎様

状 一

一四六二〇二二 (笠松県貫属被仰付ニ付家禄十分一廩米下賜之旨御達書)

庚午(明治三年)九月

太政官↓石河太八郎様

状 一

一四六二〇二三 (笠松県貫属被仰付旨御達書)

庚午(明治三年)九月

太政官↓石河太八郎元家来

状 一

一四六二三 (名古屋藩に借用之地面元家来共江割渡ニ付御返答書)

(明治初年)四月

御名

状 一

一四六二三 (寺院調書等差上方之儀御所置被仰出迄御猶予被成下置旨願書)

(明治三年)九月

石河太八郎↓弁官御伝達所

状 一

一四六二三 (元御領知濃撰兩州村々寺院等雛形之通取調可差出旨御達書)

(明治三年)九月四日

民政権判事↓石河太八郎様

状 一

一四六二四 (撰州神戸に大坂迄鉄道築通ニ付竹木類切取候儀も可有之心得触書)

(明治初年)八月

名古屋藩

状 一

*端裏書「名古屋藩に兩村へ御渡候書付」[写]

一四六二五 (元知行所村高帳明十日昼時迄ニ可被指出旨御達書)

(明治三年)十一月九日

笠松県庁(印)↓石河太八郎殿

状 一

一四六二六 (旧臘被引渡候租税帳之儀相尋度儀ニ付御達書)

(明治初年)正月二〇日

笠松県庁(印)↓石河太八郎殿

状 一

一四六二七 (元御領知濃撰兩州村々寺院等雛形之通取調可差出旨御達書)

(明治三年)九月四日

民政権判事↓石河太八郎様

状 一

一四六二八 (太政官より石河太八郎宛御達書五通)

(明治三年)九月

(太政官 他)↓石河太八郎

状 一

一四六二九 (写(明後二十七日礼服用用出頭之旨御達書)

(明治三年)九月二五日

弁官御伝達所↓石河太八郎殿

状 一

一四六三〇 (府藩県上地管轄替等ニ付太政官令)

辛未(明治四年)二月(二五日)

太政官弁官↓神祇官初諸官省

状 一

*端裏書「写 二月廿五日被仰出」

〔四六〕三 (石河家笠松県貫属被仰付元家来意見書) (明治初年) 状 一

*後欠。

〔四六〕三 (当藩御引離之為辰巳兩年分御差出金之儀ニ付書状写) (明治初年) 状 一

〔四六〕三 (小崎大参事・国井少参事等人名書上) (明治初年) 状 一

*大参事・少参事・大属・権大属・少属・権少属・史生計三ノ書上。

〔四六〕三 (府藩県寺院取調難儀之為御差図御願ニ付書付) (明治初年)九月一八日 石河太八郎↓民政権判事衆様

〔四六〕三 (弁官伝達所御達落手ニ付請書) (明治初年)九月二五日 名古屋藩公用人↓石河太八郎様

〔四六〕三 (家来林菊之丞照会ニ付書付) (明治初年)一二月二六日 桜井少参事↓石河太八郎様

〔四六〕三 (石河家列侯華族之臣同様之御調ニ付草案) (明治初年) 状 一

*端裏書「草案」。

〔四六〕三 (給禄書之副書(給人・俵取之者等ニ付願書)) (明治初年) 状 一

*端裏書「拙意」。

〔四六〕三 (石河家旧領当年納年貢下附願) (明治初年) 状 一

〔四六〕三 (石河家元家来名古屋より駒塚へ移転ニ付千疋村野方・須賀村御林屋敷地拝領願) (明治初年) 状 一

〔四六〕三 (石河太八郎住居場所不足ニ付上野村隣村千疋村野方之地等下附願) (明治初年) 状 一

*端裏書「住居場所願案」。

〔四六〕三 (草案御預等ニ付書状) (明治初年)一二月二日 よしの↓又五郎様

〔四六〕三 (府藩県寺院取調難儀之為御差図御願ニ付草案) (明治初年)九月一八日 ↓民部権判事元様

*端裏書「御返事草案」。

〔四六〕三 (笠松県貫属被仰付儀ニ付太政官令等写) (明治三年九月) 太政官 状 一

*端裏書「写」。「笠松県貫属被仰付家禄十分一廩米下賜ニ付太政官令」など他四通をあり。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

四六

形態・数量

一四六一元

(御用済ニ而歸邑御屋敷引払之儀ニ付書付)

(明治初年)一〇月二三日

石河太八郎

状

*一四六一元一四六一元一を括った紙縫あり。

一四六二四〇

(別紙之趣笠松県江御届之儀ニ付書付)

(明治初年)一〇月

笠松県庁(印)↓石河太八郎殿

状

一四六二四一

(村高帳指出之儀ニ付書付)

(明治初年)一一月三日

笠松県庁(印)↓石河太八郎殿

状

一四六一

(紀州に到来之忍冬酒進上ニ付書状案)

(江戸期)

と墨書あり。

状

*一四六一と一四五二を挟んだ板一枚あり。「御家老衆江権右衛門殿と六対之内一通此内江入」と墨書あり。

一四六一二

(御機嫌伺ニ付書状案)

(江戸期)

と墨書あり。

状

一四六一

覚(知行地替地ニ付)

(元和八年)一一月二四日

岡田将監↓石河太郎八

状

*一四六一と一四六一二を入れた封筒あり。「明治元辰年五月廿日依朝命御朱印御指上ニ付以模奉藏御箱者也」と墨書あり。裏に「御朱印写」とあり。

一四六一二

(知行目録写)

(慶長一五年)一〇月二日

(徳川家康)↓石河太八とのへ

状

一四六一

(石川出羽守公方様江年頭御箱肴献上願之儀ニ付諸案文写)

(享保一三年)

石川出羽守(正章)

状

*巻紙。

一四六一

(為重陽之御祝儀小袖被下之儀ニ付御内書)

(江戸初期)九月九日

↓石河太郎八

状

*一四六一一四六一二の包紙あり。紙縫あり。包紙上書「権現様江御書之写七通 別紙目録」「石川伊賀守」とあり。

一四六一

(柿三籠之御礼及為音信祝着之儀ニ付書状)

(江戸初期)八月八日・
一一月一日

(徳川)家康↓石川紀伊守殿

状

一四六一

(端午及重陽之御祝儀ニ付御内書)

(江戸初期)五月五日・
九月九日

(徳川)家康↓石河

状

一四六一

覚(権現様江被下候御書之儀ニ付)

(江戸初期)

石川伊賀守

状

一四六一

覚(権現様江曾祖父・祖父江被下候御書之儀ニ付)

天和四年)二月一五日

石川伊賀守

状

一四六一

覚(権現様江曾祖父・祖父江被下候御書之儀ニ付)

天和四年)二月一五日

石川伊賀守

状

一四六二七 (権現様を被下候御感状之書付指出一件留) (江戸初期)二月 状 一

一四六二八 (権現様を竹腰山城守江御書被下候儀ニ付書付) (江戸初期) 状 一

一四六二九 (御感状指出候ニ付書付) (江戸初期)二月一九日 状 一

一四六三〇 (権現様御感状等所持之者文面等書出之儀ニ付書付) (江戸初期)二月五日 状 一

一四六一二 (権現様・台徳院様御感状文面等書出之儀ニ付書付) (江戸初期)二月五日 状 一

*端裏書「書状 一通」とあり。

此方年寄中

一四六一三 (御国御用人衆を御触ニ付書付) (江戸中期)子二月二日 横 一

堀田郷右衛門 他四名↓和田又兵衛殿 他 三〇名

*一部名前が見消あり。

一四六一三 口上覚(御感状等先祖江被下候面々委細書付指出候儀ニ付) (江戸中期)正月二日 状 一

堀田下総守 他一名

一四六一一 紅葉山御宮御仏殿之絵図 (江戸期) 鋪 一

*法量五八・一cm×八二・五cm。彩色あり。「公方様御成道 御三家参詣道」とあり。一四六一一〜一四六一二の包紙と紙縫あり。一四六一一〜一四三七八を括った紙縫あり。上書「絵図」。

一四六一二 上野(十日御仏殿之絵図) (江戸期) 鋪 一

*法量六〇・五cm×一〇三・二cm。彩色あり。

一四六一三 御城大広間絵図 (江戸期) 鋪 一

*法量三九・四cm×五六・三cm。朱書・貼紙あり。包紙あり。

一四六一四 (御城御玄関絵図) (江戸期) 鋪 一

*法量四二・二cm×四四・六cm。彩色あり。

一四六一五 (拜殿絵図) (江戸期) 鋪 一

*法量四二・〇cm×二九・五cm。

一四六一六 法談所御仮御霊屋図 (江戸期) 鋪 一

*法量二七・七cm×七九・六cm。包紙あり。

石河家文書目録(六)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

四八

(一四六三一一七)

(本堂絵図)

* 法量四三・二 cm × 七二・二 cm。

(江戸期)

形態・数量
鋪 一

(一四六三一一八)

(上野御宮絵図)

* 法量七五・四 cm × 二八・四 cm。彩色あり。貼紙あり。

(江戸期)

鋪 一

(一四六三一一九)

(御謡初御登城御供図)

* 法量三九・〇 cm × 二六・六 cm。「水戸様御同道之時ハ御同道無之節両品之図」とあり。

(江戸期)

鋪 一

(一四六三一二〇)

(紅葉山御宮台徳院様・大猷院様・厳有院様・常憲院様・文昭院様御仏殿惣絵図)

(江戸期)

鋪 一

(一四六三一二二)

(寛保三亥八朔御名代相勤様子覚書案并八朔御白書院之図)

寛保三年八月

状・鋪 二

(一四六三一二三)

上野法談所之図

* 法量二九・一 cm × 三二・九 cm。

宝暦二年

鋪 一

(一四六三一二三)

(紅葉山参詣絵図)

* 法量一九・三 cm × 一五・八 cm。

(江戸期)

鋪 一

(一四六三一二四)

御城御時宜之図

* 法量八七・八 cm × 四二・七 cm。彩色あり。

(江戸期)

鋪 一

(一四六三一二五)

(増上寺御仏殿絵図)

* 法量四一・九 cm × 五七・二 cm。彩色あり。朱引で参詣路を記している。

(江戸期)

鋪 一

(一四六三一二六)

御登城御供之行列(書上)

(江戸期)

状 一

(一四六三一二七)

神田聖堂之図 紀州大納言様御同道之節御供之品

(江戸期)

鋪 一

* 法量二八・〇 cm × 四〇・三 cm。彩色あり。

鋪 一

御屋鋪方御城迄御供行列
(元禄一年以降)

二四三二一 (江戸城)御本丸御表向分間図 (江戸期)

*法量八一・〇cm×五七・七cm。彩色・罫線あり。貼紙一部剝離。一四三二一～一四三二四を入れた袋あり

二四三一二
(江戸城)御本丸見及之様を以墨引図
(江戸期)

*法量四六・五cm×二三・〇cm。

二四三
二三
(江戸城御本丸大手内桜田⁵御玄關前迄大概図)
(江戸期)

*法量五九・二cm×四三・一cm。彩色あり。

一四三
一四
(江戸城西丸下馬下乗⁵御座敷表向大概図)
(江戸期)

*法量五六・六cm×四三・〇cm。

二四三十三
(名古屋城三之丸絵図)
(江戸中期)

*法量五三・〇cm×三八・七cm。彩色あり。貼紙あり。一四三三〜一四三六を括った紙縫あり

貫流揚管図 (江戸期)

*一四六三—一四一—一四六三—一四二の包紙あり。

二四六三四二 割鍰図 (江戸期)

（江戸期）

*法量二〇・六cm×四二・五cm。端裏書「明倫堂之図」。付箋の剝離あり。

（江戸期）

*法量七九・〇cm×五三・〇cm。端裏書「山澄淡路賈屋敷表座敷之繪図 右八手前作事之為見合」。

心覺之書付（江戸城西丸江之献上物等之儀^ニ付）（江戸中

*一四六三―七一―一四六三―七八を入れた包紙あり。

登城大概之書付（作法之儀^ニ付）
（江戸中

*「**絵図と見合**」とあり。

（江戸城）御本丸御白書院御礼之図
（江戸中

*法量三・七cm×三・八cm。

石河家文書目錄(六)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

五〇

一四三・七四 (江戸城)西丸於大広間謁御奏者番衆江勤之様子庄九方
5米大概之絵図 (江戸中期)

* 法量三三・四cm×四八・二cm。

一四三・七五 (江戸城)御本丸御白書院御暇之図 (江戸中期)

* 法量三三・七cm×三二・七cm。

一四三・七六 (江戸城)御本丸躑躅之間巻物頂戴之図 (江戸中期)

* 法量三三・〇cm×三三・二cm。

一四三・七七 (江戸城)西丸躑躅之間巻物頂戴之図 (江戸中期)

* 法量三三・〇cm×三三・一cm。

一四三・七八 (江戸城)御黒書院縁頼ニ而太刀献上之図案 (江戸中期)

* 法量二五・七cm×三〇・〇cm。端裏書「草案」。

一四六 (耶蘇宗門一件科人捨札写) 文政二二年一二月

一四五 (尾藩年寄年表) (江戸後期)

* 「尾藩年寄年表」「尾藩年寄書上」「年寄役家筋」で構成。

形態・数量
鋪 一

鋪 一

鋪 一

鋪 一

鋪 一

縱 一

縱 一